

第2期
芽室町子ども・子育て支援事業計画
～安心して子育てできるまちづくりを目指して～

令和2年3月
芽室町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の策定にあたって	2
(1) 計画の背景と目的	2
(2) 計画策定の経過	2
(3) 計画の位置付け	3
(4) 支援計画の期間	4
第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境	5
1 人 口	6
(1) 人口の推移	6
(2) 出生数の推移	8
(3) 合計特殊出生率の推移	8
(4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移	9
2 幼稚園・保育所	10
(1) 幼稚園	10
(2) 保育所（園）	11
(3) 教育・保育施設の利用割合（未就学児）	12
3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設	13
(1) 放課後児童クラブ	13
(2) 児童館	14

第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

1	子ども・子育て支援事業の骨組み・・・・・・・・・・・・・・	1 6
2	新制度の事業体系・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	(1) 子どものための教育・保育給付・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	(2) 子育てのための施設等利用給付（新設）・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	(3) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・	1 8
	(4) 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・	1 9
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(1) 推計の手順・・・・・・・・・・・・・・	2 1
4	教育・保育の区域設定・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	(1) 区域設定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	(2) 施設・事業別区域設定一覧・・・・・・・・・・・・・・	2 2
5	教育・保育事業の実施計画・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(1) 教育認定・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(2) 保育認定・・・・・・・・・・・・・・	2 4
6	地域子ども・子育て支援事業の実施計画・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	(1) 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	(2) 延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・	2 8
	(3) 実費徴収に係る補足給付事業・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(4) 多様な主体の新制度への参入促進事業・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・・・・・・・	3 0
	(6) 子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・	3 1
	(7) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	(8) ー 1 養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	(8) ー 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・・・・・・・・・・・・・・	3 4
	(9) 妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・	3 5
	(10) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・	3 6
	(11) ー 1 一時預かり事業（幼稚園Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・	3 7
	(11) ー 2 一時預かり事業（一般型）・・・・・・・・・・・・・・	3 8
	(12) 病児・病後児保育事業・・・・・・・・・・・・・・	3 9
	(13) ファミリーサポートセンター事業・・・・・・・・・・・・・・	4 0
7	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組・・・・・・・・・・・・・・	4 2
	(1) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等との円滑な接続の推進・・・・・・・・・・・・・・	4 2
	(2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上・・・・・・・・・・・・・・	4 2

第4章 芽室町子育て世代包括支援センター…………… 4 3

- 1 子育て世代包括支援センターの背景…………… 4 4
- 2 事業の現状…………… 4 4
 - (1) 地域子育て支援拠点事業…………… 4 4
 - (2) 利用者支援事業（基本型）…………… 4 5
 - (3) 利用者支援事業（母子保健型）…………… 4 5
- 3 課題と今後の展開…………… 4 6
 - (1) 地域子育て拠点事業及び利用者支援事業（基本型）…………… 4 6
 - (2) 利用者支援事業（母子保健型）…………… 4 7
 - (3) 関係機関との連携…………… 4 8

第5章 芽室町放課後子どもプラン…………… 4 9

- 1 プラン策定の背景及び位置づけ…………… 5 0
- 2 プランが目指すもの…………… 5 0
- 3 プランの概要…………… 5 1
- 4 町内小学校の現状と将来推計…………… 5 1
- 5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状と将来推計…………… 5 3
 - (1) 放課後児童クラブの現状…………… 5 3
 - (2) 入所児童数の推移…………… 5 3
 - (3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計…………… 5 4
- 6 児童厚生施設（児童館）事業の現状と今後の取り組み…………… 5 4
 - (1) 児童館の現状…………… 5 5
 - (2) 児童館の今後の取り組み…………… 5 5
 - (3) 地域における子育て支援の拠点としての取り組み…………… 5 6
 - (4) 放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取り組み…………… 5 6
- 7 放課後子ども教室事業の実施と発展的展開…………… 5 7
 - (1) 全児童対策の経過と今後の取り組み…………… 5 7
 - (2) 児童館における放課後子ども教室実施の具体的な方策…………… 5 7
 - (3) 放課後子ども教室の基本的方針と具体的な方策…………… 5 7
 - (4) 連携による事業の推進体制…………… 5 8

8	放課後児童クラブの継続実施	5 8
(1)	放課後児童クラブの基本的方針	5 8
(2)	施設・受け皿の確保	5 9
(3)	職員の配置・質の確保	5 9
(4)	開所時間の延長に係る取り組み	5 9
(5)	利用者・地域住民への事業内容周知	5 9
9	特別な配慮が必要な児童への対応	5 9
(1)	療育の視点での取り組み	5 9
(2)	虐待予防・早期発見の視点での取り組み	6 0
10	放課後の安全・安心な居場所の確保	6 0
第6章	芽室町発達支援システム	6 1
1	発達支援施策の背景	6 2
2	「芽室町発達支援システム」とは	6 3
3	計画の概要	6 4
(1)	発達支援施策のイメージ	6 4
(2)	重点とするもの	6 5
4	カテゴリ別における施策内容	6 6
(1)	早期発見	6 6
(2)	一貫性と継続性のある支援の構築	6 7
(3)	保護者支援	7 0
(4)	特別支援教育	7 2
(5)	就労に向けた支援	7 5
(6)	その他の取り組み	7 7

第7章 関連施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 8

1	児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
	(1) 要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制・・・・・・・・	7 9
	(2) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員の専門性強化・・・・・・・・	7 9
	(3) 虐待発生予防の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
	(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置・・・・・・・・・・・・	7 9
2	子どもの権利委員会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	(1) 子どもの権利委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	(2) 「子どもの権利」についての啓発活動・・・・・・・・・・・・	8 0
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	(1) ひとり親家庭等の相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	(2) ひとり親家庭への医療費助成の実施・・・・・・・・・・・・	8 0
	(3) ひとり親家庭等への保育料軽減・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
4	子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策・・・・・・・・	8 1
	(1) 子ども医療費給付事業の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
	(2) 第3の子どもの居場所づくり（風の子めむろ）の推進・・・・・・・・	8 1
5	保育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
	(1) 保育ニーズの多様化と保育の確保・・・・・・・・・・・・	8 1
	(2) 待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実・・・・・・・・	8 2
	(3) 健康の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
	(4) 障がい児保育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
	(5) 十勝定住自立圏における広域入所の機能強化・・・・・・・・	8 3
	(6) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
	(7) 危機管理体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
	(8) 小学校との連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
6	仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
	(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・	8 4
	(2) 父親の子育て参加意識の向上・・・・・・・・・・・・	8 4
	(3) 仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ・・・・・・・・	8 4
	(4) 子育て世帯の移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・	8 4

参考資料

芽室町子育て支援ガイド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
-----------------------------------	-----

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

国では、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することとしました。

本町においては、子育てしやすい笑顔あふれるまちを目指して、平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月を第 1 期とした「芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めてきました。

この度、本計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、「第 5 期芽室町総合計画」を上位計画とし、従来の関連計画である「芽室町保育基本計画」、「芽室町発達支援計画」、「芽室町放課後子どもプラン」を本計画に包括し、本町の現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月を計画期間とした「第 2 期芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

少子化の進行や晩婚化・晩産化の傾向が続くなか、安心して子どもを生み育てることができ、未来を担う本町の子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実と、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図ります。

(※ 1) 子ども・子育て関連 3 法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法」
- ・「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(2) 計画策定の経過

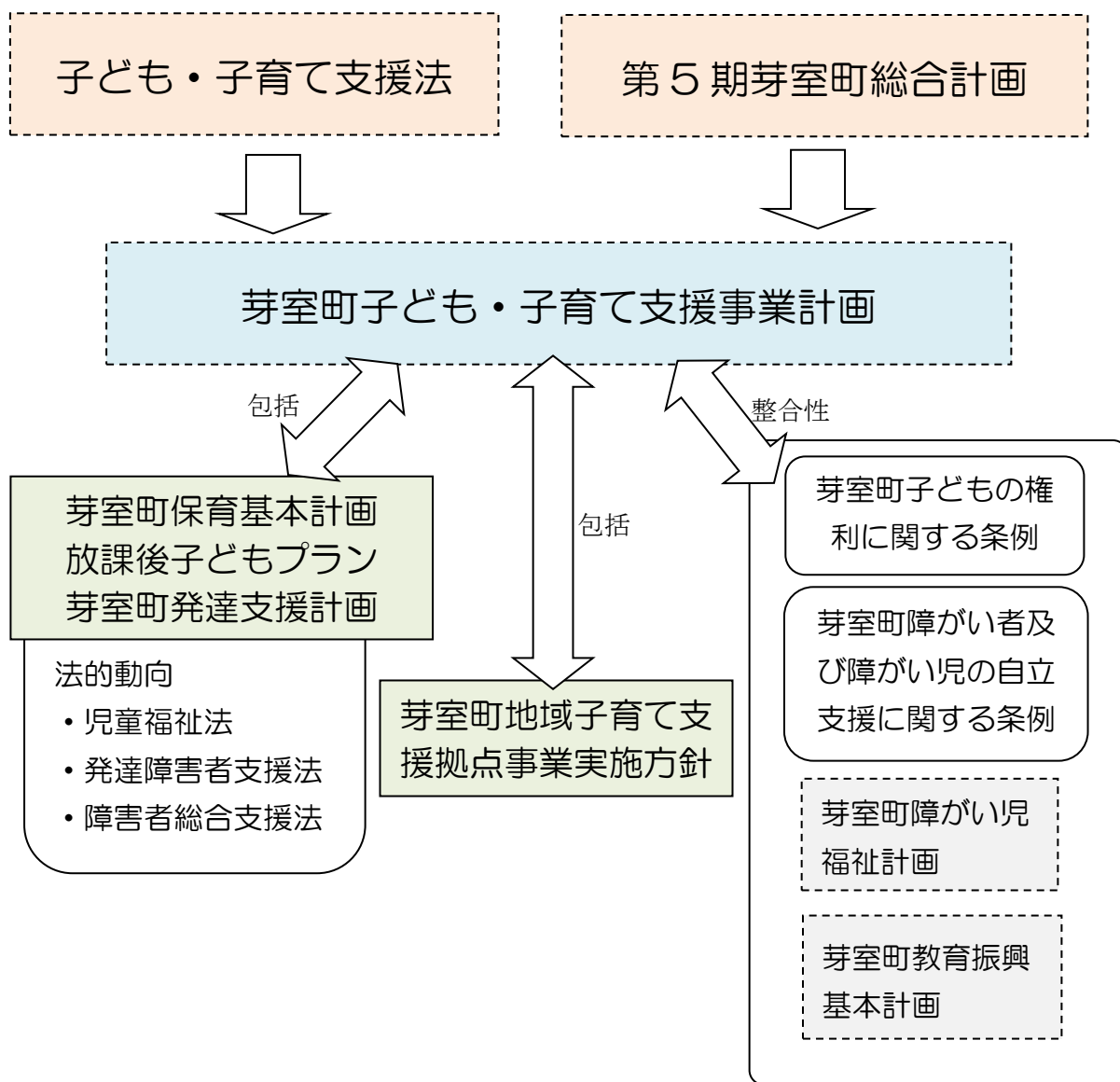
子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童のいる世帯（681 世帯）を対象として、「芽室町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を平成 31 年 1 月 22 日から 2 月 20 日までを調査期間とし実施しました。

また、本計画の策定にあたり、「芽室町総合保健医療福祉協議会子育て部会」の審議、まちづくりの意見募集を実施しました。

(3) 計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」と「第5期芽室町総合計画」（平成31年度～令和8年度）を前提とし、策定に当たっては、「芽室町子どもの権利に関する条例」（平成18年3月制定）に定める4つの権利を保障し、平成25年3月策定の個別の3計画（「芽室町保育基本計画」、「芽室町放課後子どもプラン」、「芽室町発達支援計画」）を包括し、「第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。また、子育て支援センターの運営については、これまでは平成26年3月に策定した「芽室町地域子育て支援拠点事業実施方針」に基づき行われていましたが、「子ども・子育て支援事業計画」において地域子育て支援拠点事業の計画作成が求められていることから、本計画への統合を行います。

なお、計画期間中において着実な事業の実施を図るため、毎年、進行管理を行います。



(4) 支援計画の期間

支援計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 17 26	27	28	29	30	令和 1	②	③	④	⑤	⑥
めむろ次世代 育成支援 行動計画										

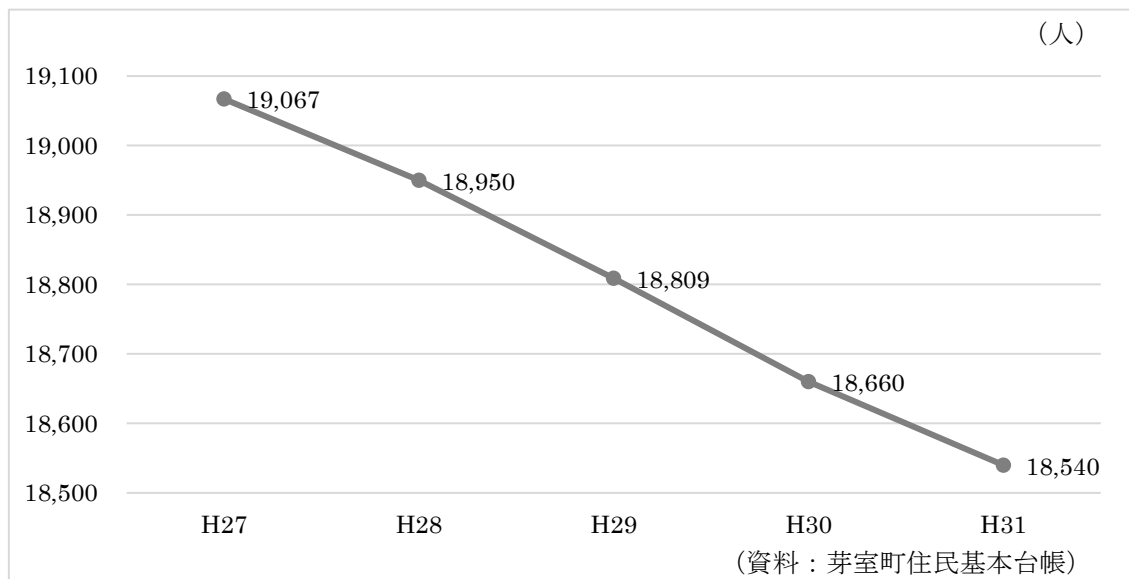
第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口

(1) 人口の推移

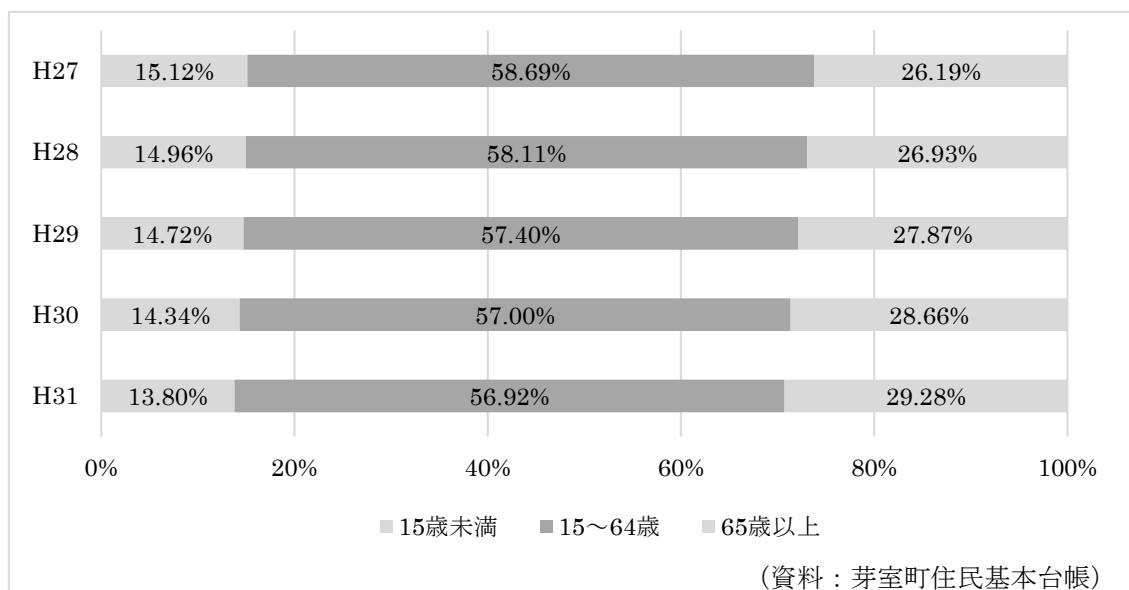
ア 総人口の推移

総人口は減少傾向で、平成 31 年 3 月の人口は 18,540 人となっています。



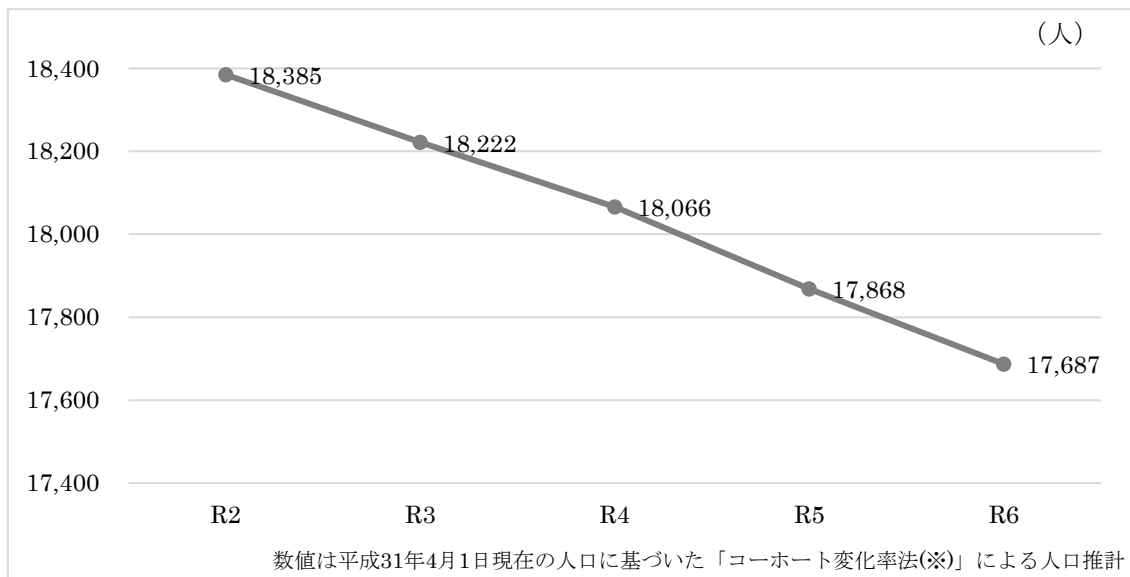
イ 年齢3区分別人口の推移

15 歳未満の年少人口比率は年々低下傾向にあり、平成 31 年は 13.80%となっています。これに対し、65 歳以上の高齢者人口は上昇し、平成 31 年は 29.28%となっています。



ウ 総人口の予測

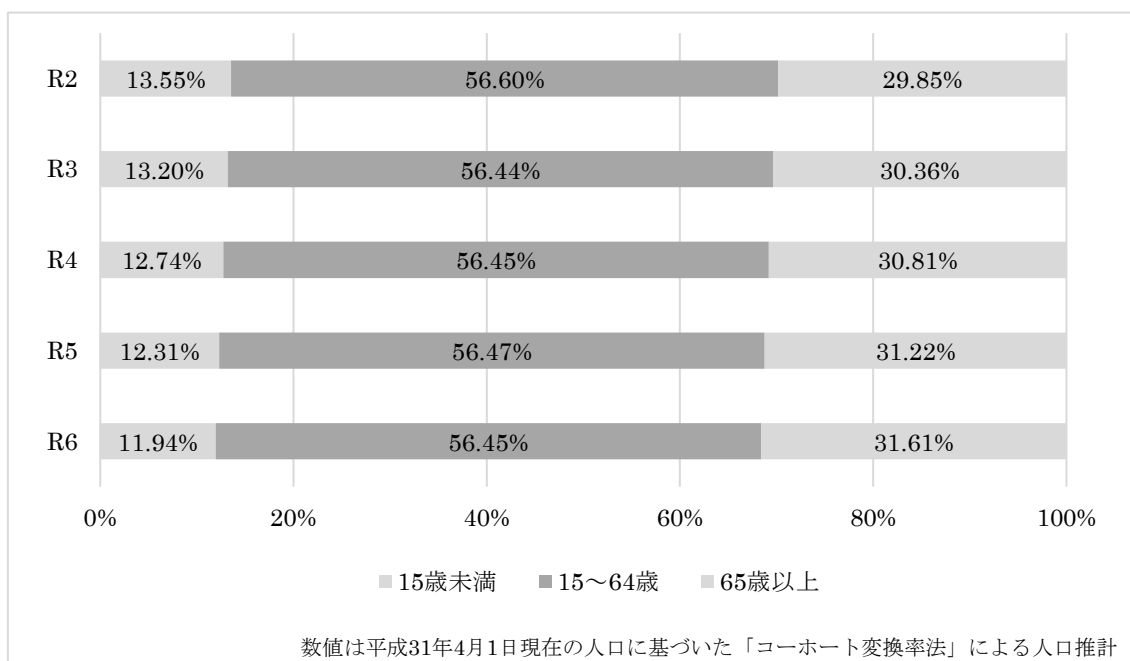
将来の人口は減少傾向にあり、令和6年には17,687人となり18,000人台を下回る予測となっています。



※ 各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

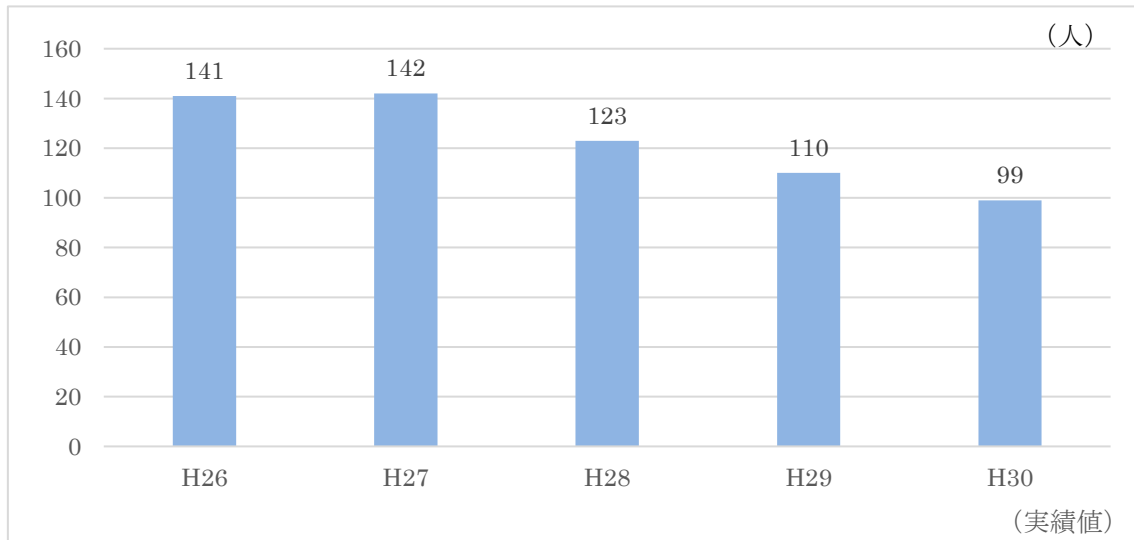
エ 年齢3区分別人口の予測

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率が令和6年には31.61%になると予測されます。



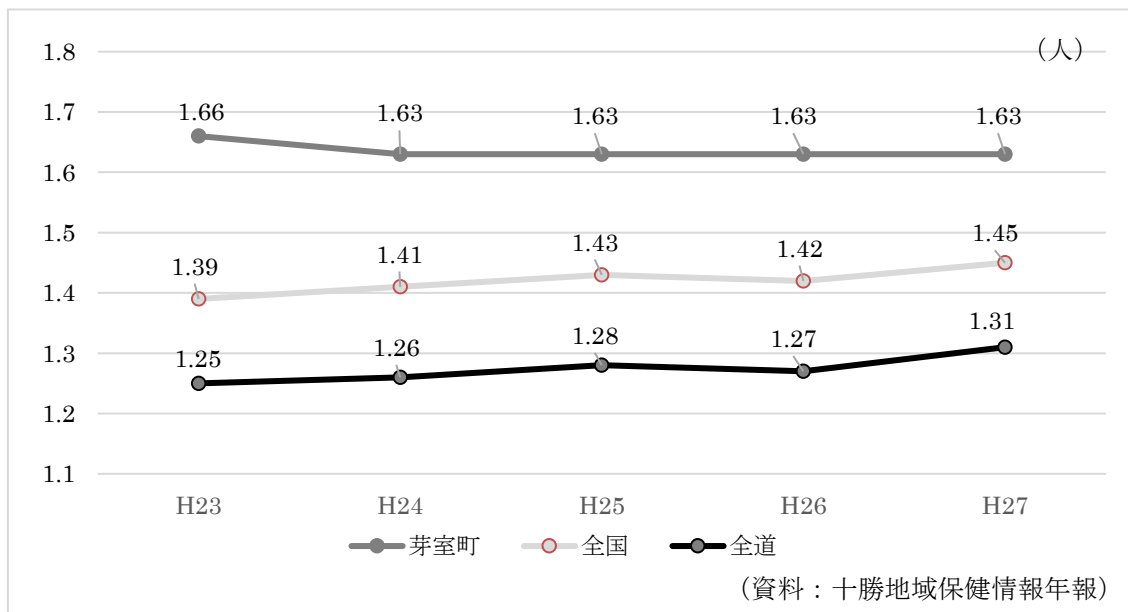
(2)出生数の推移

出生数は微増・微減を繰り返しており、平成 30 年度の出生数は 99 人で、平成 27 年と比較すると 43 人減少しています。



(3)合計特殊出生率(※5)の推移

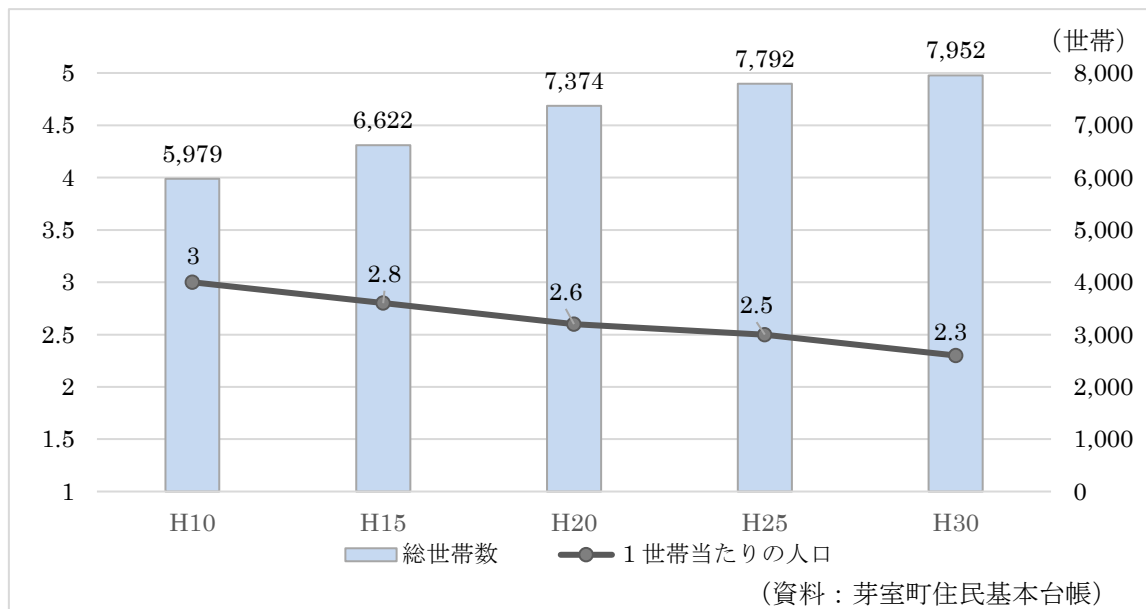
合計特殊出生率は横ばいで推移していますが、全国値及び全道値を上回った値となっています。



※5 合計特殊出生率 1人の女性が一生のうちに生む子どもの平均数。

(4)世帯数及び1世帯当たりの人口の推移

世帯数は年々増加し、平成30年には7,952世帯となっています。これに対し、1世帯当たりの人口は減り続け、平成10年の3人から平成30年には2.3人と20年間で0.7人減少しています。

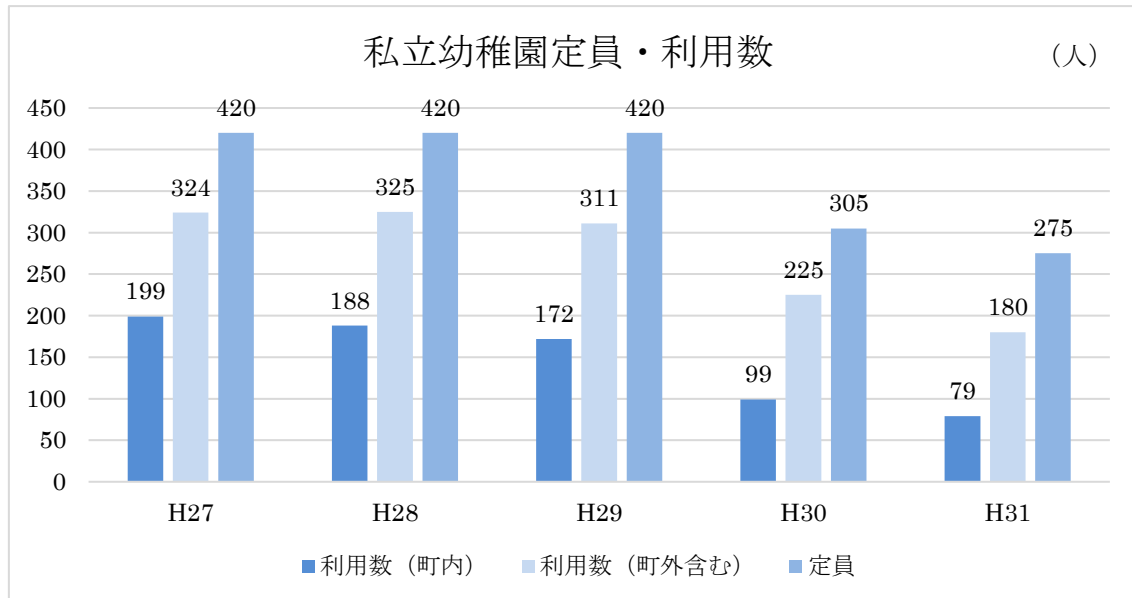


2 幼稚園・保育所

(1) 幼稚園

平成 31 年 4 月現在、私立幼稚園が 2 か所運営され、利用数は平成 27 年の 199 人以降年々減少し、平成 31 年の利用数は 79 人となっています。

平成 30 年 4 月には芽室幼稚園が認定こども園に移行し、教育と保育を一体的に提供する施設となったため、幼稚園部分の利用人数が減少しました。



(各年 5 月 1 日現在)

■ 幼稚園別の定員・利用数

(単位：人)

幼稚園名	区分	H27	H28	H29	H30	H31
芽室幼稚園 (定員 125 人) ※H29 まで定員 240 人	町内	162	163	146	82	69
	町外	6	8	5	3	4
	計	168	171	151	85	73
北明やまざと幼稚園 (定員 150 人) ※H30 まで定員 180 人	町内	37	25	26	17	10
	町外	119	129	134	123	97
	計	156	154	160	140	107
合 計		324	325	311	225	180

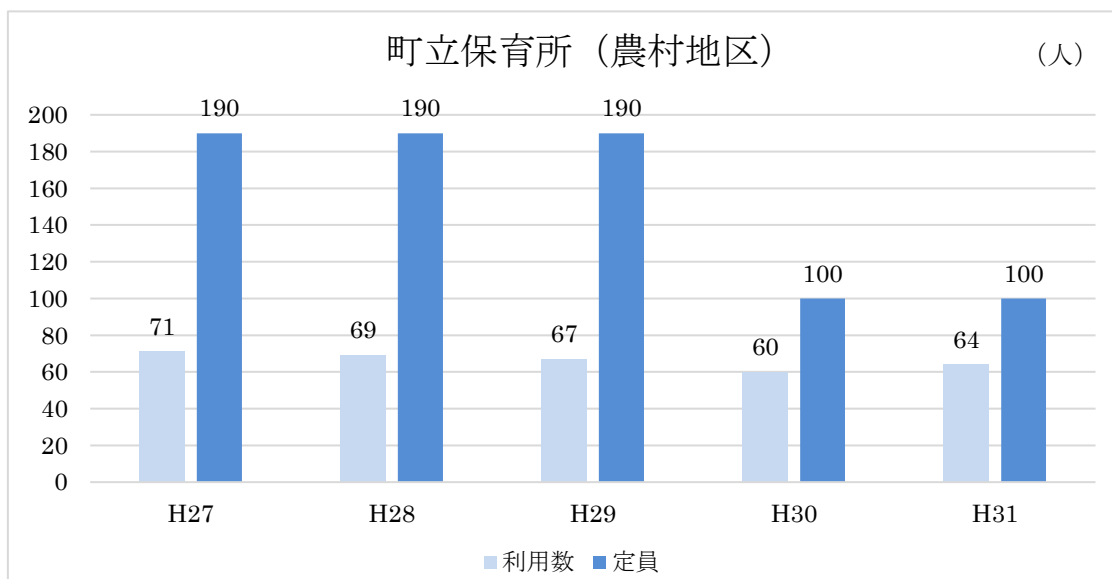
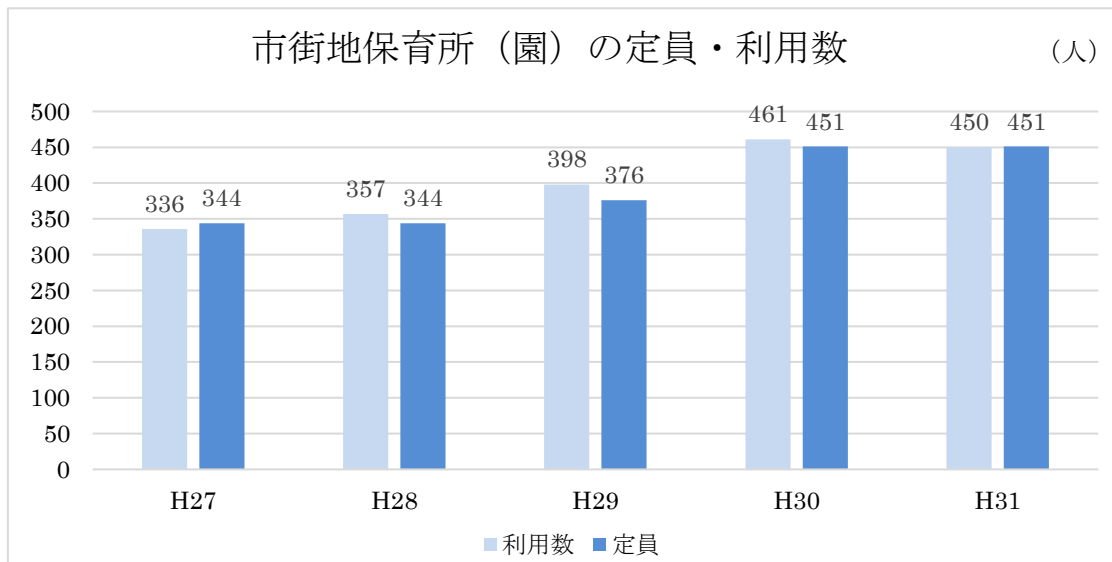
(各年 5 月 1 日現在)

(2)保育所(園)

平成 31 年 4 月現在、本町の保育施設は、私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所のほか、町が 2 か所の保育所を運営しています。市街地では民間法人が 2 か所の認可保育所を運営していますが、平成 29 年 4 月に 2 つの小規模保育事業所が開所し、平成 30 年 4 月には芽室幼稚園が認定こども園に移行しました。

町立保育所では、平成 28 年 3 月に作成した「農村地域保育所再整備計画」に基づき 5 箇所で開催していた農村地域保育所を 2 箇所に再整備し、平成 30 年 4 月にひだまり保育所を開所、現在は上美生保育所と 2 か所の保育所を町が運営しています。

利用数は、平成 27 年の 407 人以降増加傾向にあり、平成 31 年の利用数は市街地、農村地区合わせて 514 人となっています。



(各年 4 月 1 日現在)

■定員・利用数

(単位：人)

保育所（園）名	年齢	H27	H28	H29	H30	H31
市街地保育所 (定員 451 人)	3 歳未満	122	123	150	158	165
	3 歳以上	214	234	248	303	285
	計	336	357	398	461	450
町立保育所 (定員 100 人)	3 歳未満	16	19	18	17	23
	3 歳以上	55	50	49	43	41
	計	71	69	67	60	64
合 計		407	426	465	521	514

(各年 4 月 1 日現在)

(3)教育・保育施設の利用割合(未就学児)

種別 年度	幼稚園		市街地保育所		町立保育所		計
	人	%	人	%	人	%	人
H27	250	38.1	336	51.1	71	10.8	657
H28	235	35.6	357	54.0	69	10.4	661
H29	199	30.0	398	59.9	67	10.1	664
H30	123	19.1	461	71.6	60	9.3	644
H31	103	16.7	450	72.9	64	10.4	617

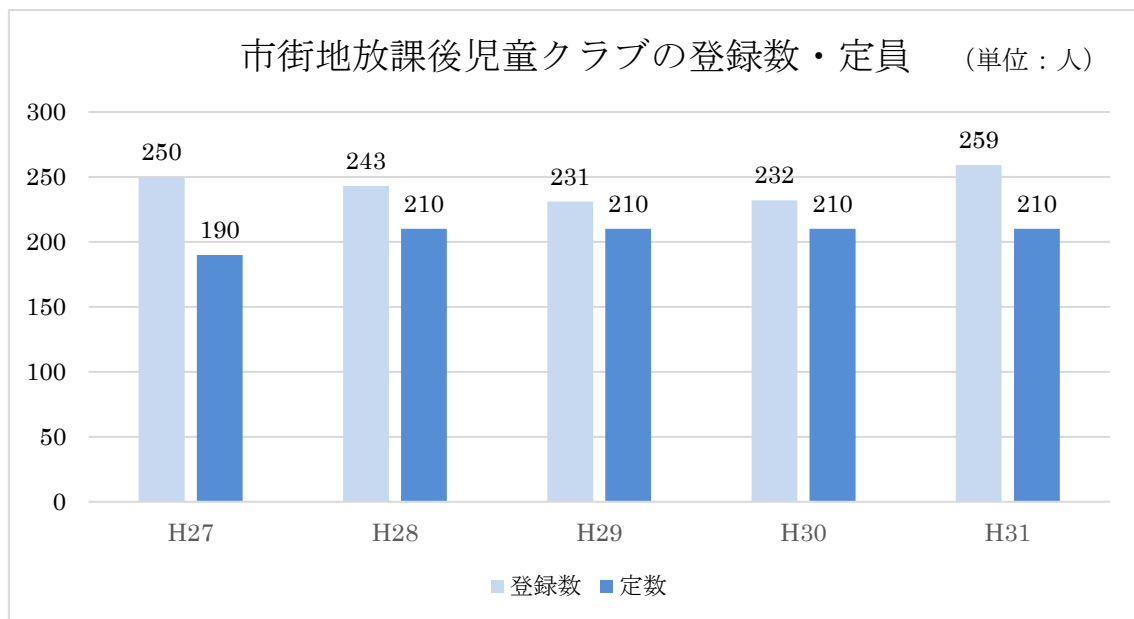
※町外幼稚園に入園している園児を含む。

3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設

(1)放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、芽室小学校区で1クラブ、芽室西小学校区で1クラブ、また、上美生小学校区では地域運営により上美生学童クラブが運営されています。芽室南小学校区は、みなみっ子児童館を開設し、放課後の居場所づくりに努めています。

放課後児童クラブの利用児童数は微増微減を繰り返しており、市街地の放課後児童クラブにおいては、平成30年度の登録数232人に対し、平成31年には259人と27人増加しています。



(上美生学童クラブを除く。各年4月1日現在)

■児童クラブ定員・登録者数

(単位：人)

放課後児童クラブ名	定 員	登録者数				
		H27	H28	H29	H30	H31
みらい児童クラブ	70	71	62	76	74	73
あいりす児童クラブ (～H27 ひばり・てつなん)	140 (H27 まで 120)	179	181	155	158	186
計	210	250	243	231	232	259

(各年4月1日現在)

■放課後子どもサポート事業登録者数

(単位：人)

名 称	定 員	登録者数				
		H27	H28	H29	H30	H31
みなみっ子広場	—	76	72	59	—	—

(各年度 3 月 31 日現在)

(2)児童館

(単位：人)

児童館名	定 員	登録者数				
		H27	H28	H29	H30	H31
西子どもセンター	70	128	132	116	139	91 ※
子どもセンター (～H27 みなみ児童館)	70	241	409	393	384	169 ※
みなみっ子児童館	50	—	—	—	105	93 ※
上美生学童クラブ	—	19	18	16	15	22

※H31 のみ 4 月 1 日現在

(各年度 3 月 31 日現在)

第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の骨組み

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいい、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施されている「幼児教育・保育無償化」は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれるほか、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、新たに給付対象となった「子育てのための施設等利用給付」があります。

(1)子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となり、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

認可 定員	19人以下	小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体:市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体:事業主等
	6人以上 5人以下 1人	家庭的保育 事業主体:市町村、民間事業者等		
保育の実施場所		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

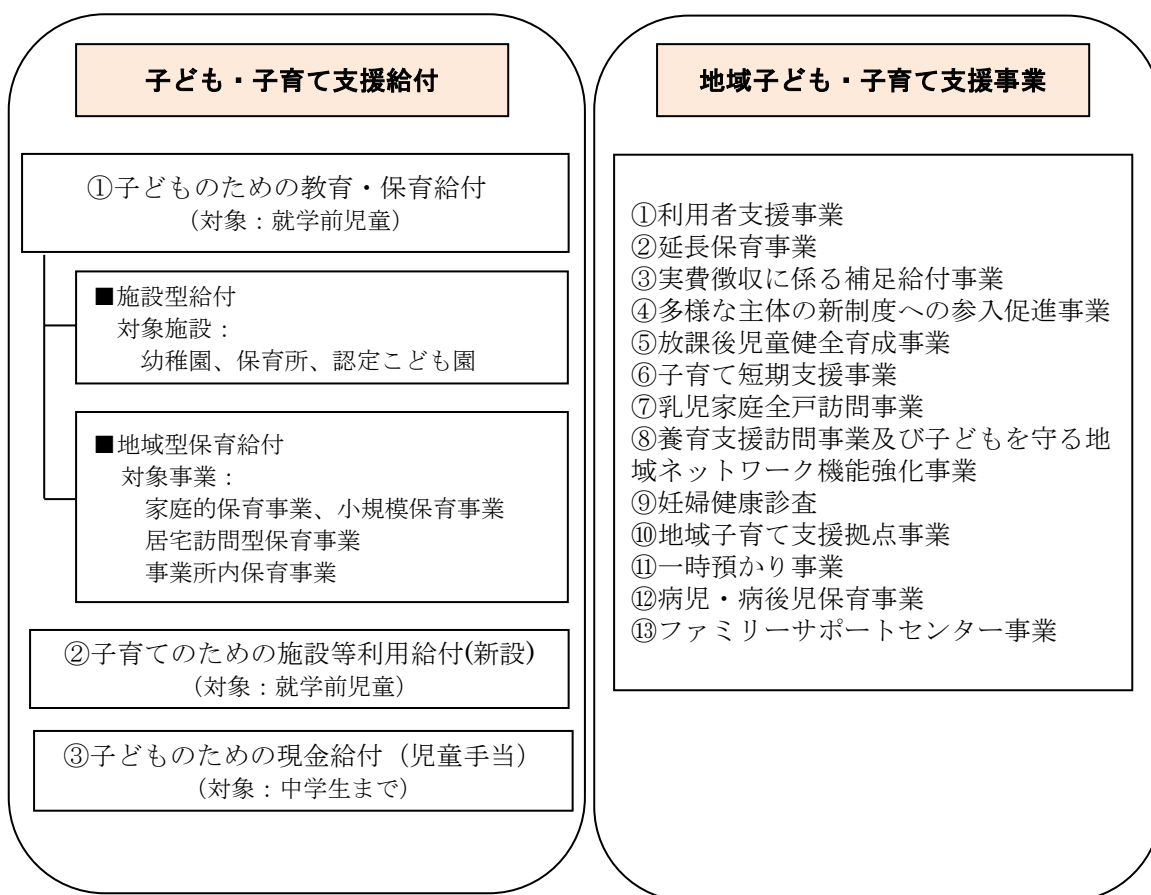
(2)子育てのための施設等利用給付(新設)

令和元年10月から、新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用について、教育認定及び保育の必要性の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給する新たな給付「子育てのための施設等利用給付」が始まりました。

(3)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業と定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



(4)保育の必要性の認定

支援法では、保護者の申請を受けた市町村が基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業
新1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	新制度未移行幼稚園
新2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	市町村民税非課税世帯の3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設等

※新1号～新3号認定は、幼児教育無償化により保育料を給付するために新たに新設された認定区分です。

■認定基準

保育の必要性の認定（２号、３号、新２号及び新３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の３点について基準を策定します。

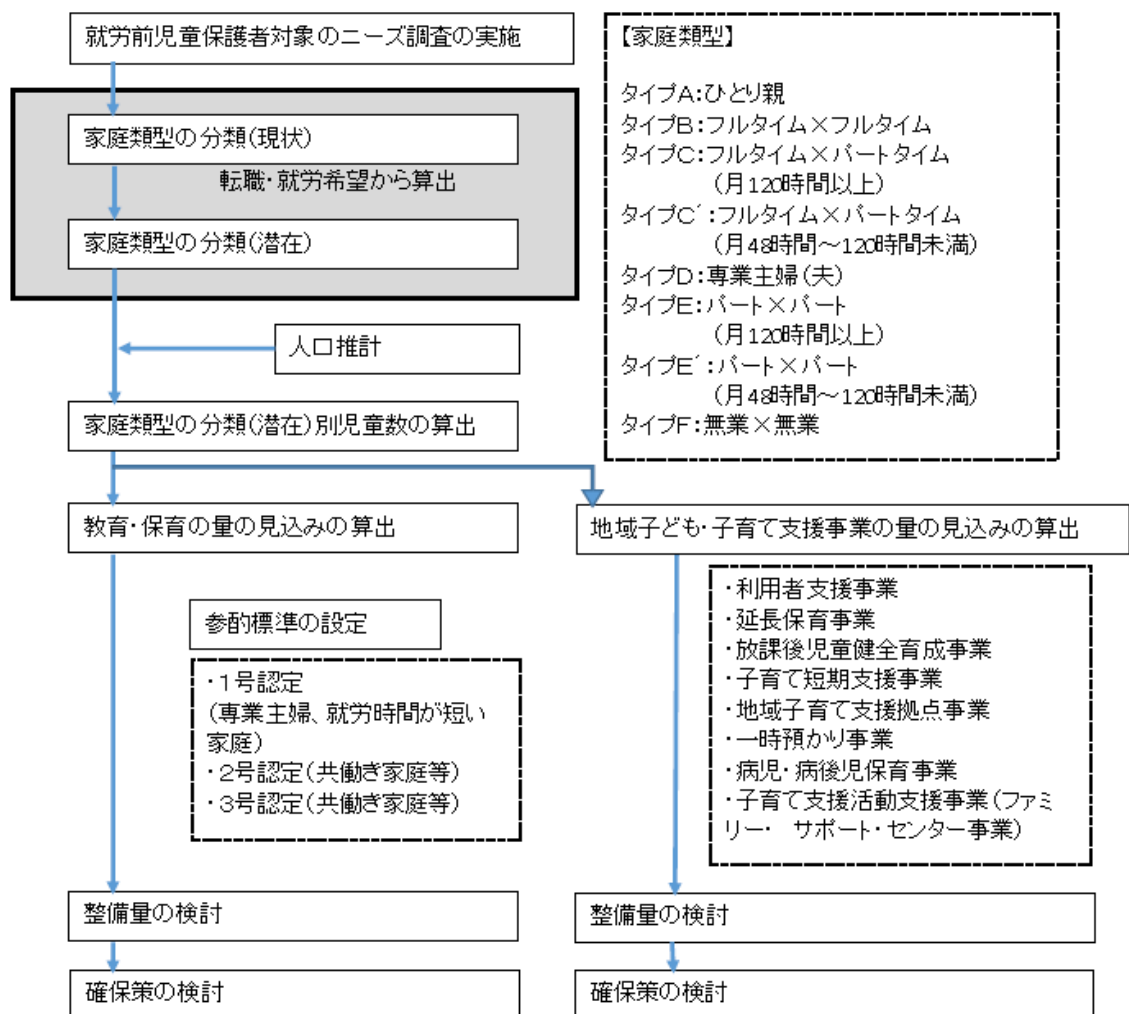
事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分※	①標準保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （12 時間以上と設定、現行の 11 時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本町では、下限時間を 48 時間以上と設定） ※新２号、新３号は就労時間 48 時間以上が認定の条件
優先利用	①ひとり親家庭 ②虐待のおそれのあるケースの子ども

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、本計画を作成するために実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部修正を行いました。



4 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況を総合的に勘案して、対象事業ごとに次のとおり設定します。

(1) 区域設定の基本的な考え方

- ・ **幼稚園**は、施設独自に交通手段（幼稚園バス）を持ち、行政区域を超える利用も可能とする広範囲な運営事業であることから、町内における施設の整備や配置の区域を1区域（全町）の設定とします。
- ・ **保育所（園）**は、既存施設の実態を踏まえて、町内における施設の整備や配置の区域を3区域（①芽室小学校・芽室西小学校、②芽室南小学校、③上美生小学校）の設定とします。
- ・ **放課後児童健全育成事業**は、小学校区単位の整備を基本とし、既存施設の実態を踏まえ、町内における施設の整備や配置の区域を2区域（①芽室小学校、②芽室西小学校）の設定とします。なお、芽室南小学校区域は児童厚生施設（みなみっ子児童館）、また、上美生小学校区域は地域が運営する事業を支援する体制をとっています。
- ・ **認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業**は、1区域（全町）の設定とし、申請・設置・実施状況に応じて見直していくこととします。

(2) 施設・事業別区域設定一覧

区域数	対象事業	
1 区域	①幼稚園 ②認定こども園（1号） <地域型保育事業③～⑤> ③家庭的保育事業 ④居宅訪問型保育事業 ⑤事業所内保育事業 <地域子ども・子育て支援事業⑥～⑩> ⑥利用者支援事業 ⑦延長保育事業 ⑧実費徴収に係る補足給付事業	⑨多様な主体への新制度参加への参入促進事業 ⑩子育て短期支援事業 ⑪乳児家庭全戸訪問事業 ⑫養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑬妊婦健康診査 ⑭地域子育て支援拠点事業 ⑮一時預かり事業 ⑯病児・病後児保育事業 ⑰ファミリー・サポート・センター事業
3 区域	①保育所（園）②認定こども園（2、3号） ③小規模保育事業（3号）	
2 区域	放課後児童健全育成事業	

5 教育・保育事業の実施計画

(1) 教育認定

■ 幼稚園(学校教育法第1条)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う機関で、保護者の就労にかかわらず満3歳から入園できます。(対象年齢：満3～5歳)

■ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし普及を目指す施設です。(対象年齢：0～5歳)

ア 現 状

本町には芽室幼稚園(幼稚園部分定員125人)と北明やまざと幼稚園(H31～定員150人)の2つの幼稚園があります。

イ ニーズ調査の分析

	実績	推 計 (単位：人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
① 推計利用数	134 (126)	121 (126)	113 (126)	102 (126)	97 (126)	94 (126)
② 受入確保数	305	275	275	275	275	275
過不足(②－①)	45	28	36	47	52	55

※ () は町内幼稚園の町外利用者数です。

ウ 実施計画(令和2年度～令和6年度)

- ・ 推計利用数では受け入れ確保が想定できることから、新たに別の施設を整備せずに、既存事業に対する支援を継続します。
- ・ 共働き家庭等の幼稚園利用のニーズ調査では、幼稚園を希望する保護者のうち、60.6%が「特に幼稚園を希望する」と回答しており、共働き家庭の増加により幼稚園の利用数は減少傾向にありますが、今後も一定数の受入確保数が持続するものと推測します。

(2) 保育認定

■保育所(園)(児童福祉法第 39 条第1項)

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんを保育することができない場合に保護者の代わりに保育する施設です。(対象年齢：0～5歳)

■認定こども園

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすい普及を目指す施設です。(対象年齢：0～5歳)

■小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)

3歳未満児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数(定員6～19人)を対象に比較的小規模な環境できめ細かな保育を実施する事業です(対象年齢：0～2歳)。地域型保育事業は、この他に「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業(地域枠)」があります。

● 芽室小学校区・芽室西小学校区

ア 現 状

芽室小学校・芽室西小学校区域には、認可保育所としてめむろかしわ保育園(定員200人)と、めむろてつなん保育所(定員120人)、平成29年4月から2か所の小規模保育事業所が開所(32人)、また、平成30年4月から芽室幼稚園が認定こども園(保育部分：75人)に移行し、保育部分の受入確保数が大幅に増えました。

イ ニーズ調査の分析

	現状	推 計 (単位：人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
① 推計利用数	490	443	426	405	385	372
② 受入確保数 (※)	451	451	451	451	451	451
2号認定(265)	302	262	250	227	216	209
3号認定(186)	188	181	176	178	169	163
過不足(②－①)	△39	8	25	46	66	79

※ 「②受入確保数」について、めむろかしわ保育園の定員(200人に対し215人)とめむろてつなん保育所の定員(120人に対し129人)は、施設面積(幼児受入可能対象総面積)を幼児一人当たり必要面積で除した値が、運用上可能な受入最大人数で算出しています。

ウ 実施計画（令和２年度～令和６年度）

- 女性就業率の上昇等による推計利用数では、受け入れ確保が想定できますが、共働きの増加により、未満児の特に０歳児の途中入所が年々増加しています。未満児の途中入所の場合、保育士の確保など受入が困難な状況もありますが、引き続き保育事業者と連携し、待機児童ゼロを継続していきます。
- 令和元年１０月から始まった幼児教育・保育無償化の対象となった児童の受け入れ確保は、現在３歳以上児クラスはおおむねすべての児童が保育施設を利用していると推測されることから、無償化後の受け入れ確保数に影響はないと推測できます。
- 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望では、日曜・祝日の利用希望は「利用する必要はない」が６７．６％で最も多く、「月に１～２回利用したい」が２３．７％、「毎週利用したい」が４．５％と、利用希望は少ない結果となりました。保護者ニーズの変化や雇用動向を十分に確認・検証し、休日保育の実施について保育事業者との協議を継続します。

● 芽室南小学校区

ア 現 状

芽室南小学校区域は、「芽室町農村地域保育所再整備計画」に基づき４つの認可外保育所を閉所し、平成３０年４月に町が運営する認可保育所としてひだまり保育所を開所しました。

イ ニーズ調査の分析

	現状	推 計（単位：人）				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
①推計利用数	52	48	44	43	41	39
②受入確保数	50	50	50	50	50	50
2号認定（35）	31	28	26	24	23	22
3号認定（15）	21	19	18	19	18	17
過不足（②－①）	△2	2	5	7	9	11

ウ 実施計画（令和２年度～令和６年度）

- ・ 推計利用数では、受け入れ確保が想定できることから、施設数を増加する整備は行わず、これまで同様に町が運営する認可保育所として、地域児童の受け入れを継続します。
- ・ 入所枠を超える申し込みにより市街地の認可保育所に入所できなかった児童の受け皿となり、さまざまな保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けられる体制を維持します。

● 上美生小学校区

ア 現 状

- ・ 上美生小学校区域には、認可外保育所として上美生保育所を設置し（定員 50 人）、町が運営しています。
- ・ 平成 28 年 4 月から認可保育所と同時間・同料金とし、保育サービスの充実に努めました。

イ ニーズ調査の分析

	現 状	推 計（単位：人）				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
① 推計利用数	22	18	17	16	15	14
② 受入確保数	50	50	50	50	50	50
過不足（②－①）	28	32	33	34	35	36

ウ 実施計画（令和２年度～令和６年度）

町が運営する保育所として、これまでと同様に地域と連携・交流を維持し、安全・安心な保育施設の維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(1) 利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども又はその保護者の身近な場所での支援、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、専任の職員を配置して、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

ア 現 状

- ・ 基本型として、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、「子育て支援センターげんき」において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しています。
- ・ 母子保健型として、「子育て世代包括支援センターめむろん」において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が79.2%、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が18.9%、「その他、町で実施している類似の事業」が2.0%となっています。
- ・ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が52.4%で最も多く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.7%、「利用していないが、今後利用したい」が8.5%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

利用者支援業務に従事する専任スタッフの配置、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる支援体制を継続していきます。

(2) 延長保育事業(子ども・子育て支援法第 59 条第2号)

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所や認定こども園で保育を実施する事業です。

ア 現 状

認可保育所等では 18:30～19:00 まで延長保育を実施しています。

■利用例

時間	7時		8時		9時～16時				17時		18時		19時
保育 標準時間 (11時間)	-	例 ① 保育時間 7:30～18:30									100円	-	
保育 短時間 (8時間)	-	100円	100円	100円	例 ② 保育時間 9:00～17:00の場合				100円	100円	100円	100円	-
	-	100円	100円	例 ③ 保育時間 8:30～16:30				100円	100円	100円	100円	100円	-

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
①推計利用数	152	123	117	111	105	102

- ・ 利用開始の希望時刻は、「午前 7 時」が 5.7%、「午前 8 時」が 31.1%、「午前 9 時」が 29.4%となっており、午前 9 時まで利用開始を希望される方は 66.2%であり、利用終了の希望時刻は、「午後 5 時」が 23.3%、「午後 6 時」が 20.3%、「午後 7 時」が 5.1%となっています。
- ・ 延長保育の利用料は無償化の対象外であり短時間から標準時間へ認定変更をする保護者が増加したため、延長保育の利用者数は減少傾向にあると推測します。

ウ 実施計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

- ・ 早朝保育及び終了時刻については、ニーズ調査の結果から、現在の時刻で概ねニーズを満たしており、今後も現状の体制を維持し、事業実施を継続します。
- ・ 午前 7 時からの早朝保育や、午後 7 時以降の延長保育については、管内の状況や就労状況の実態を十分に確認・検証を行います。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業(子ども・子育て支援法第59条第3号)

保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

ア 現 状

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、3歳から5歳児の給食費は施設による実費徴収が基本となりましたが、本町においては、副食費（おかず・おやつ等）を町独自の助成としています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「子育てに関する悩み」では、「子どもの勉強や進学のこと」31.0%、「自分の時間を十分に持てない」29.3%、「経済的な不安」が27.0%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

本町の子育て世帯の経済負担軽減を図るため、副食費の助成を継続するとともに、国・道などの動向を注視し、必要に応じて事業の検証をします。

(4) 多様な主体の新制度への参入促進事業(子ども・子育て支援法第59条第4号)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

ア 現 状

民間事業者の新規事業開拓や保育施設等の設置がないため、実施していません。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「本町の子育て支援に期待すること」として、「保育所（園）を増やして欲しい」が6.2%、「幼稚園を増やして欲しい」が2.3%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

保育施設の未整備区域はありませんが、民間事業者の新規事業開拓については、本町の実情や需要を十分に把握したうえで検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(児童福祉法第6条の3第2項)

児童福祉法に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

本事業は、第5章 放課後子どもプランの中で現状と施策等を具体的に述べるものとします。

ア 現 状

小学校1～3年生の入所希望の小学生に対し、児童福祉法第6条の2第12項に基づく児童福祉施設として2か所(計6単位)の放課後児童クラブを開設しています。定員は合計210名です。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

未就学児の保護者に対するニーズ調査によると、将来放課後を児童クラブで過ごさせたいという希望では、低学年は64.6%で最も多く、高学年では27.6%で、自宅、習い事、少年団に次いで4番目となっています。

ウ 実施計画 (令和2年度～令和6年度)

- ・ 放課後児童クラブの基本的方針
- ・ 施設・受け皿の確保
- ・ 職員の配置・質の確保
- ・ 開所時間の延長に係る取り組み
- ・ 利用者・地域住民への事業内容周知

(6) 子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うことにより、これらの児童及びその過程の福祉の向上を図る事業です。※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

ア 現 状

平成 23 年度から開始した子育て短期支援事業については、平成 29 年度まで利用実績はありませんでした。平成 30 年度に初めて 1 人の児童が 3 日間利用しました。今後も、家庭での養育が困難となるケースが想定されることから、突発的に支援が必要となる事態に備えるためにも、支援体制を維持する必要があります。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計（単位：人）				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数	3	6	5	5	5	5

- ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用は、「利用していない」が78.7で最も多く、次いで「幼稚園や認定こども園での一時預かり」が10.6%、「保育所での一時預かり」が3.9%、「ファミリーサポートセンター」が2.8%などとなっています。
- ・ 一方、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向では、「利用する必要はない」が60.6%で最も多い結果であります。次いで「利用したい」が36.3%であり、利用したい理由では、「私用リフレッシュ目的」が67.4%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が60.5%となりました。
- ・ 子どもを泊りがけで家族以外の人に預けた機会の有無では、「なかった」が77.7%と最も多く、「あった」が19.2%となりました。泊りがけで預けた際の対処方法としては、「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」（88.7%）が最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（7.0%）となっています。対処方法ごとの日数で最も多い回答をみると、「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」では「1泊」（39.7%）、「仕方なく子どもを同行させた」では「1泊」（60.0%）となりました。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

子育て短期支援事業の周知を進め、必要時に備えた支援体制を強化します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法第6条の3第4項)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む）を訪問し、①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う事業です。

ア 現 状

核家族化による育児経験の伝承や経験不足から育児不安に陥ったり、悩んだりする保護者が少なくありません。また、インターネットや育児書など情報が氾濫している状況であり、育児不安を助長しやすくなっているため、すべて乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 子育てに関する悩みは、「自分の時間を十分もてない」が29.3%、「経済的な不安」の27.0%、「育児で疲れる」の25.6%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

- ・ 子育て支援センターや発達支援センターと連携を図り、子育てに関する情報発信を強化し、子育てしやすいまちづくりを周知します。
- ・ 第2子以降の新生児訪問は保健師と助産師、保育士の同行訪問を実施し、新生児だけでなく上のきょうだいに関する相談や発達の観察などを行い、きめ細かい育児支援の強化を図ります。

(8)ー1 養育支援訪問事業(児童福祉法第6条の3第5項)

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に看護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、その居宅を訪問し、①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援、②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や、養育技術の提供等のための相談・支援、③不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援、④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

ア 現 状

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤独感等を抱えている家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭が存在しています。

養育支援訪問	H26	H27	H28	H29	H30
訪問延件数	38 人	24 人	17 人	39 人	45 人

※ 保健師による虐待、養育支援訪問件数

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

子育てに関する不安や負担は、「あまり不安や負担は感じない」が40.6%で、これに「まったく感じない」6.5%をあわせた「不安は感じない」が47.1%となっています。一方、「やや不安や負担を感じる」の43.9%と最も多く、「とても不安や負担を感じる」の5.9%をあわせた「不安を感じる」が49.8%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保険医療機関との連携体制に基づく情報提供および席係機関からの連絡・通告等により把握した、支援の必要な家庭を訪問し、相談・助言・指導・援助を行います。

また、就学児の養育支援についても、教育委員会と連携してまいります。

(8)ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(子ども・子育て支援法第 59 条第8号)

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員や地域ネットワーク構成員、関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とした事業です。

ア 現 状

「芽室町要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議及び必要に応じ個別ケース検討会議を実施しています。(回)

	H26	H27	H28	H29	H30
代表者会議	1	1	1	1	1
個別ケース検討会議	12	4	8	1	13

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「子育てに関する悩み」として、「育児で疲れる」が 25.6%、「しつけがうまくいかない」が 20.6%、「相談する相手がいない」が 2.5%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

- ・ 今後においても養育支援訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業等で子育ての悩みを聞き、養育上の課題の早期発見、早期対応につなげます。
- ・ 虐待・育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関して、速やかに初期対応や情報収集を行い、要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園・保育所・学校などの関係機関との連携体制を強化して、虐待対応の充実に図ります。

(9) 妊婦健康診査(母子保健法第13条第1項)

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時・必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母体や胎児の健康確保を図るうえで最低限必要な妊婦健康診査の費用を助成することにより、妊娠に係る経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促進しています。

ア 現 状

母子健康手帳交付時に、保健師が初期妊娠相談を行い、医療機関ごとの妊婦一般健康診査（1～7回）の受診票を発行。後期妊娠相談で保健師（必要に応じて管理栄養士）が妊婦相談を行い、妊婦一般健康診査（8～14回）の受診票を発行。妊婦検診受診時に、妊婦が医療機関に受診票を提出することで、妊婦一般健康診査に関わる費用の全額を助成しています。また、医師が必要と判断し実施する妊婦精密健康診査のうち、一部の検査項目についても検査費用を助成しています。

	H26	H27	H28	H29	H30
妊婦一般健康診査	1,878 人	1,837 人	2,073 人	1,753 人	1,253 人
妊婦定期健康診査	138 人	140 人	113 人	130 人	—

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

妊婦定期健康診査費助成に関わるアンケートで、助成回数の増加、費用の全額助成、手続きの簡素化等の要望が寄せられていましたので、平成 30 年度から実施方法の見直しを行いました。見直し後のアンケート結果では、経済的負担の軽減になったという方が 91.1%となりました。

ウ 実施計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

- ・ 安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査を推奨します。
- ・ 国の動向や、妊婦健康診査の受診状況及びニーズを把握し、必要に応じて内容を見直しします。

(10) 地域子育て支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第6項)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本事業は、第4章 芽室町子育て世代包括支援センターの中で現状と課題等を具体的に述べるものとします。

ア 現 状

認可保育所併設の施設として「子育て支援センターげんき」を町直営で運営しています。規模は約 200 m²で、専用玄関、ホール、職員室、相談室を備え、「集い、寄り添い、つなぐ場」をコンセプトに機能を充実し、利用者は増加傾向にあります。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数 (人)	3,943	4,092	3,956	3,956	3,757	3,621

- ・ ニーズ調査による「地域子育て支援拠点事業の利用状況」は、「利用していない」が 79.2%、「利用している」が 18.9%、「その他の自治体で実施している類似の事業」が 2.0%となっています。
- ・ ニーズ調査による「今後の子育て支援センターの利用意向」は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 52.4%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 8.5%、「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」が 10.7%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

- ・ ニーズ調査による利用実績及び利用意向が低いことから、よりいっそう親子に寄り添う環境づくりとして、事業のPR・充実、施設の整備など、モデル事業による検証を重ねて、新たな機能の構想を策定します。
- ・ 個別に配慮が必要なケースや孤立しがちな「親子」が増加傾向のため、平成26年度から実施している「新たな定住対策（育児支援：育児訪問体制の拡充）」のいっそうの充実を図り、関係機関（保育所・幼稚園など）との連携を密にします。

(11)ー1 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)(児童福祉法第6条の3第7項)

保護者の短時間労働や傷病等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

ア 現 状

町内では、芽室幼稚園と北明やまざと幼稚園が土曜日・休園日・長期休園日に事業を実施しています。

	現 状	推 計 (単位：人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数(人)	3,712	5,764	5,532	5,246	5,099	5,021

※実績数及び人口推移に、幼児教育・保育無償化による影響分を加え算出。

■利用料

- ・ 保育施設により異なります。
- ・ 同一世帯の複数の子どもが利用する場合は、2人目以降半額になります。
- ・ 令和元年10月から保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育が無償化の対象となります(上限：450円/日、月11,300円/月)。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ ニーズ調査数値は実績値を大きく下回ったため、過去の実績数及び人口推移に、無償化の影響分(新たに就労し始める世帯の児童数(R1：12人×200日)の利用述べ日数)を加え、算出しました。
- ・ 長期休業期間中の利用(幼稚園利用者のみ)については、「利用する必要がない」が37.1%で最も多く、「期間中、ほぼ毎日利用したい」が33.6%、「期間中、週に数日利用したい」が25.0%となっており、何らかの形で58.6%の方が利用を希望しています。

ウ 実施計画(令和2年度～令和6年度)

- ・ 推計では、無償化の影響により令和2年度に利用者が5,764人とピークを迎えますが、その後は人口減少とともに緩やかに減少する見込みです。
- ・ 今後も利用を希望される保護者ニーズが見込まれることから、受入れ体制の確保・充実を事業者と協議します。

(11)ー2 一時預かり事業(一般型)

ア 現 状

めむろかしわ保育園が、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで事業を実施しています。

一時預かり事業	H26	H27	H28	H29	H30
利用数（単位：人）	246	197	175	250	86

	現 状	推 計（単位：人）				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数	86	152	146	146	139	134

■利用料

- ・ 1人1時間当たり500円とし、1日当たり3,000円を限度とします。
- ・ 同一世帯の複数の子どもが利用する場合は、2人目以降半額になります。
- ・ 令和元年10月から、3～5歳児及び0～2歳児の非課税世帯で保育の必要性の認定を受けた場合は、利用料が無償化の対象となります。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 保育所における一時預かりの利用者は0～2歳児全体の3.9%となっており、年間の利用希望日数では、「1～5日」が50.0%と大半を占め、次いで「6日～10日」が28.6%、「11日～20日以上」が14.3%となっています。
- ・ 利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が68.7%と全体の大半を占め、次いで「利用料がかかる」が8.7%、「利用方法がわからない」が8.5%となっています。
- ・ 今後の利用意向に関しては、「利用したい」が36.3%、「利用する必要はない」が60.6%となっています。
- ・ 「利用したい」理由としては、「私用（買い物・親の習い事等）やリフレッシュ目的」が67.4%と最も多く、次いで「冠婚葬祭・学校行事等」が60.5%となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

- ・ 利用時間の延長や利用料の改定、一日当たりの定員数の拡大など、利用環境向上について、利用状況などを鑑み、必要に応じて事業者と協議を行います。
- ・ 町広報誌の掲載やチラシ折込などにより、制度や利用方法の更なる周知に努めます。

(12) 病児・病後児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項)

病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に看護・保育する事業です。

ア 現 状

平成16年2月から、めむろてつなん保育所内で病後児保育室「おひさま」を開設しています。

病後児保育事業	H26	H27	H28	H29	H30
利用数(単位:人)	102	72	80	52	51

平成30年4月から、病気や怪我の急性期における病児保育を求める声に対応するため、町外の病児保育施設を利用した保護者に対し、病児保育利用料助成事業を実施しています。

病児・病後児保育事業の年度別推計利用数と受入確保数

	現 状	推 計 (単位:人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数(病後児)	51	38	36	34	33	32
推計利用数(病児)	—	—	—	20	20	20

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- 定期的な保育所等を利用している人のうち、67.3%が病気やケガで保育所等を欠席させました。その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が46.5%と最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」が19.7%、「父親が休んだ」が18.9%となっています。なお、病児・病後児保育を利用した割合は1.1%でした。
- 病児・病後児保育事業の利用については、「利用したいと思わない」が48.3%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.5%となっています。
- 「利用したいと思わない」と回答した方の理由としては、「親が休んで対応する」が38.4%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が25.1%となっています。

ウ 実施計画(令和2年度～令和6年度)

保護者の子育てと仕事の両立支援のため、病後児保育に加え、病児保育の町内での実施を目指し関係機関との協議を進めます。

(13) ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

(児童福祉法第6条の3第14項)

子育ての手助けをして欲しい方(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい方(援助会員)を対象とした会員組織で、会員の相互協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援する事業です。

ア 現 状

子育て相互援助を支援する「芽室町育児サポートシステム」の運営を行い、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境づくりを行っています。依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、次の基準に従って報酬を支払っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
活動実績	224 人	411 人	282 人	281 人	379 人

■会員数

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30
依頼会員	133	143	143	125	120
援助会員	61	66	72	79	77
両方会員	54	50	49	39	39
合 計	248	259	264	243	236

■利用料

・複数のきょうだいを預ける場合は、2人目以降半額になります。

曜 日 等	1 人	2 人 (きょうだい利用)
月曜日～金曜日	600 円／時間	900 円／時間
土曜日・日曜日・祝日	700 円／時間	1,050 円／時間

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計（単位：人）				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用数	476	426	408	394	378	359

- ・ 定期的に利用したい教育・保育事業として、幼稚園・保育所を除くと、小規模な保育施設が8.1%、ファミリーサポートセンターが7.8%となっています。
- ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用は、「利用していない」が78.7で最も多く、次いで「幼稚園や認定こども園での一時預かり」が10.6%、「保育所での一時預かり」が3.9%、「ファミリーサポートセンター」が2.8%などとなっています。
- ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の年間利用日数では、「ファミリーサポートセンター」を利用した回答者（10人）のうち、1日～5日が90.0%（9人）、6日～10日が10%（1人）となっています。

ウ 実施計画（令和2年度～令和6年度）

- ・ 育児負担の軽減を目的として実施している「育児サポートシステム」は今後も継続し、地域で気軽に子どもを預かってもらえる環境を保障します。
- ・ 妊娠相談や乳幼児訪問などで制度を周知し、利用促進を図ります。また、会員向け講習会を開催し、資質向上に努めます。

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所から小学校への移行は、幼少期に迎える最も大きなライフステージの節目です。クラス規模、日課、午睡の有無など、これまで慣れ親しんできた過ごし方から、新しい日常への適応を求められています。

そのため、本町においては、保育要録の引継ぎはもちろん、「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」を年3回実施（10月、3月、6月）し、幼稚園保育所から小学校へのスムーズな移行を目指しています。また、個別支援計画の引継ぎにより、発達支援を要する児童に必要な支援と配慮をつなぐよう推進します。

子育てサポートファイルめむたっちにより、児童の情報が適切にまとめられ小学校へ伝えられることや、必要に応じて地域コーディネーター（子育て支援課）・スクールライフアドバイザー（学校教育課）が情報や支援の橋渡しを行います。

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上

本町では、町と民間の幼稚園教諭・保育士がともに研修する機会として「芽室町保育士合同研修会」「発達支援センター学習会」を実施しており、官民間問わず町内保育施設や学校に広く周知し、情報の提供を含め人材育成に努めています。

幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を常に目指し、多様な研修に計画的に参加し保育能力の向上に努めることはもとより、自らが日常の業務について振り返り、自己評価をする仕組みを確立していくことが重要です。幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。また、保育施設は質の高い幼児教育・保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの幼稚園教諭・保育士についての資質向上及び専門性の向上を図るよう努めます。

第4章 芽室町子育て世代包括支援センター

1 子育て世代包括支援センターの背景

全国的に少子高齢化や核家族化の進行、就労構造の変化、地域社会における人間関係の希薄化などは、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化をもたらしています。健全な親子・家族関係を築けるようにするためには、子育て世代を身近な地域で支える仕組みを整備することが急務ですが、従来の支援体制においては、支援についての情報が伝わっていない、予防的な支援が手薄である、連携が不十分なため支援が一貫性を欠いているといった課題が指摘されていました。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）において、包括的なサービス（「母子保健サービス」「子育て支援サービス」両方を含む）を、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく提供するためのマネジメントを行う「子育て世代包括支援センター」の整備を、概ね 5 年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととしました。

本町では平成 29 年 4 月に、保健福祉センターあいあい 21 に「芽室町子育て世代包括支援センターめむろん」を開設しました。これまで乳幼児期の支援は保健福祉センターと子育て支援センターが両輪となって担ってきた経緯があることから、子育て世代包括支援センター開設にあたっては、その機能を一か所に集約せず、母子保健分野（利用者支援事業（母子保健型））は保健福祉センター、子育て支援分野（地域子育て支援拠点および事業利用者支援事業（基本型））は子育て支援センターを拠点とする「別施設・同一事業者型」で、互いに連携を図りながら必要な支援の提供や関係機関との連絡調整を行っています。

2 事業の現状

（1） 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、児童福祉法（第 6 条の 3 第 6 項）において「厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業」と期待されています（市町村においては、「つどいの場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）。

本町の子育て支援拠点事業は、「めむろてつなん保育所」の併設の施設として、「子育て支援センターげんき」を町直営で運営しています。

現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を行っています。

表 2-1 子育て支援センター利用者数

	H26	H27	H28	H29	H30
開放事業利用人数	9,009	8,866	9,627	7,898	8,567
出張ひろば実施日数	36	59	103	106	107

(2) 利用者支援事業(基本型)

利用者支援事業とは、「子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業」（平成 27 年 4 月 1 日適用「利用者支援事業実施要項」より引用）です。教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用に関する支援を行う「基本型」は、平成 29 年 4 月に事業開始以前からこの機能を担ってきた子育て支援センターにおいて開始しました。

表 2-2 子育て支援センター相談件数

	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	473	959	1316	993	1354

(3) 利用者支援事業(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する「母子保健型」は、平成 29 年 4 月に保健福祉センターにおいて開始しました。事業開始に伴い、①支援プランの作成（母子手帳交付時にすべての妊婦に対して支援プランを作成する）、②産後ケア（訪問型）の開始により、主に妊産婦の支援の拡充を行いました。産後ケアについては開始当初から段階的な拡充を見据えており、平成 31 年 4 月には産後ケアのデイサービス型を開始し、さらなる拡充を図りました。

表 2-3 計画作成件数

	H29	H30	R1（9 月末時点）
支援プラン作成件数	145	119	51
養育支援プラン作成件数	13	10	1

表 2-4 産後ケア利用者数

	H29	H30	R1（9 月末時点）
利用延べ人数	20	24	74

3 課題と今後の展開

(1) 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業(基本型)

ア 施設の現状と今後の取り組み

現在子育て支援センターはめむろてつなん保育所に併設されていますが、町の中心部からやや南に外れた場所に位置しており、車がなければ利用するのは難しい状況です。居場所となるメインスペースについては、子どもの安全性を考慮して、子どもの運動発達に応じて区切ることが望ましいですが、十分なスペースが確保できないため、利用時間を分けて対応せざるを得ない状況です。また、専用の相談スペースやトイレがなく、収納場所や玄関スペースが不足しているなど、施設の構造が利用実態やニーズに見合っていないのが現状です。

これらの課題を解決するために施設の移転について検討を進めます。現在、町内の公共施設については「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づく計画的な管理及び適正配置が進められていることから、移転先については計画を踏まえて場所の選定を行い、支援機能の拡充を見据え子育て支援の新たな拠点として整備することを検討します。

イ 主要な事業の推進と課題解決策

(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て支援センターが開設している「ひろば」は、妊婦や就学前のお子さんと保護者が利用できる広場（月、火、木曜日実施）を中心に、あかちゃんや3・4・5歳児を対象にした「ひろば」など、子どもの年齢や目的に応じて様々な形態で実施しています。出張ひろばについては、現在郊外地1か所（東めむろ）、市街地4か所（めむろ子どもセンター、西こどもセンター、発達支援センター、保健福祉センター）で実施しており、今後も利用者のニーズを踏まえ場所や頻度の検討を行いながら、事業を継続します。

「芽室子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（令和元年1月実施）では、土日や雨天時等に親子で遊べる屋内施設を求める町民の声が多数聞かれました。現在の子育て支援センターでは、月に1回土曜日の午前中に開放事業を行っています。現在の職員配置及び施設では日数や時間を増やすことは難しい状況です。施設の移転に合わせて、休日の開放事業の拡大について検討します。

また、子育て支援センターは乳幼児期の親同士がつながる貴重な場であり、親同士のネットワークは、子育ての大変な時期を支え合う重要なサポート資源となります。今後も保護者同士を「つなぐ」機会を創出することを継続し、親同士で支え合う環境づくりをサポートします。

(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施

来所、電話による相談対応を行っています。相談内容は多岐にわたり、専門的な見地からの助言・指導が必要となることも多いことから、定期的に専門職（保育士、保健師、管理栄養士、助産師、歯科衛生士、臨床心理士）が「ひろば」に参加するなどの体制を取っており、今後も速やかに必要な相談先につながる体制を維持します。

(ウ) 地域の子育て関連情報の提供

子育て支援センターは子育て情報の中核的な発信拠点として、地域の保育・教育施設や相談機関、各種制度、行政サービス等の情報提供を行っています。また、町の広報誌のアプリ版（すまいるアプリ）にて、地域の子育て団体が開催するイベントの周知を行っています。子育て世代がスマートフォンやパソコンから情報を入手する割合が高くなってきていることから、アプリの機能拡充もふくめ、様々な媒体を通じて情報発信することを検討します。

(エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

主に母親の体のケアやリフレッシュ、親子の体験・交流を目的とした講座を年9回（平成30年度実績）開催しています。今後も、利用者からのニーズを踏まえ内容や頻度の見直しを行いながら事業を継続していきます。

ウ 運営の安定と継続のための職員体制

相談内容は多岐にわたることから、職員には子育てに関する幅広い知識や相談スキルが求められます。また、より良い子育て環境を構築するためには、関係機関や他職種、地域の支援者との協働も不可欠であることから、職員には高いコミュニケーションスキルが求められます。研修等により職員の資質向上を図ることはもとより、質の高いサービスを展開するために必要な職員体制を維持します。

(2) 利用者支援事業(母子保健型)

ア 支援プラン作成

支援プランの作成は母子手帳交付時に全妊婦に対して行い、新生児訪問等で評価を行っています。このプランは個々の妊産婦や保護者等の実情を踏まえ、利用者の視点により作成するもので、全妊婦への作成は必須ではありませんが、本町では、支援ニーズが顕在化していない利用者に対しても、継続的に実態把握を行うことが、不安感や負担感の軽減につながると考え、全妊婦の支援プランの作成を継続します。

イ 産後ケア事業

平成 29 年度に産後の初期段階での母子への支援を強化するため、産後ケア（訪問型）を開始し、平成 31 年 4 月からは町で助産師を雇用し、デイサービス型を開始するとともに、対象及び利用回数を拡充しました。また、産前産後相談室を開設し、授乳開始から授乳リズムの確立時期までの支援充実を図りました。その一方で、産前・産後の預け先の確保やサービス利用に伴う経済的不安の軽減等子育て家庭が抱える課題も複雑化・多様化しています。安心して子育てに臨める環境を整えるため、産前・産後の育児・家事支援を行う産前・産後ヘルパー事業の開始を検討します。

(3) 関係機関との連携

対象者の支援ニーズや不安、困りごとなどを早期に発見し、問題が生じる前に予防的に関わるためにも、日ごろから特に保健医療や福祉関係機関との連絡調整やネットワーク作りが不可欠です。個人情報の扱いには十分に配慮しながら、速やかに連絡や会議等により、具体的な支援方策を共有します。センターは全ての妊産婦・乳幼児等にかかれた場であるため、対象者の中には要保護児童対策地域協議会の対象ケースが含まれる場合があります。また、妊産婦の悩みや子育て環境の課題を一早く把握できる立場にいることから、早期発見や予防的介入の役割も期待されます。現在要保護児童対策地域協議会の事務局は子育て世代包括支援センターを所管している子育て支援課子育て支援係が担っており、緊密な連携を図る体制が整えられています。今後も、対象ケースについて関係者と迅速な連絡調整を行い、連携しながら一体的に支援を実施する体制を維持します。

また、地域の課題を解決するためには、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することが必要であることから、本町では定期的に町内の子育て支援団体との情報交換を行い、課題を共有してきました。今後も積極的に情報交換を行い、町民の活力を生かした、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

第5章 芽室町放課後子どもプラン

1 プラン策定の背景及び位置づけ

近年、少子化や核家族化の急速な進行、女性の就労の増加や家族形態の多様化等に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、また、地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少等も社会問題となっています。

こうした中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び、遊べる環境を確保することが求められています。

国は、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年4月に「放課後子どもプラン」を創設しました。

また、平成 26 年7月に共働き家庭等の「小1の壁」(子どもの小学校入学にあたり放課後児童クラブの定員や開所時間の関係上、保護者が働き方を見直さなければならない状況となること)を打破するとともに、次代を担う人材育成のため「放課後子ども総合プラン」を、平成 27 年3月には「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、運営及び設備に関する具体的な内容を定めました。

このような背景を踏まえ、本町では平成 25 年3月に「芽室町放課後子どもプラン」を策定、施設の老朽化が進んでいた児童クラブを再編し、芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンター」、芽室小学校区の「めむろ子どもセンター」を開設、また、芽室南小学校区には新たに「みなみっ子児童館」を開設し、施設整備の充実を図ってきました。

さらに国は平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン(平成 31 年度～令和5年度)」を策定し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、その取り組みをさらに推進することとしました。

これを受け、本町においても今後は、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、次代を担う子どもたちの健やかな心身の成長を促すための放課後施策を総合的・計画的に推進する市町村の行動計画とするとともに、「第5期芽室町総合計画」(平成 31 年度～令和8年度)に基づき策定する「第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画」に包括する形で「芽室町放課後子どもプラン」を章立てし策定するものとします。

2 プランが目指すもの

子どもたちの成長発達段階において学齢期の期間は長く、また心身ともに著しく成長する時期にあたります。

社会情勢が変化する中、放課後等に子どもたちが安心して過ごせる居場所、遊び場づくりが必要となっています。そうした居場所での異世代交流や集団活動の中で、子どもたちがルールやマナーを身につけると同時に、遊びや各種活動を通して体力や創造力の向上が期待

されます。

本プランは、地域や学校、保護者等が連携協力し、子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、すべての子どもが様々なことを経験することができ、子どもたちがその力を最大限に伸ばし、より深くより人間性豊かに育つことを目指すものです。

また、様々な家庭環境や発達に支援を要する子どもを早期に発見できる体制や知識の普及などから、1人ひとりの子どもたちがのびのびと成長できることを目指します。

3 プランの概要

このプランは、全ての児童の安全・安心な居場所としての機能を有する児童館（児童厚生施設）の取り組みを柱とし、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び、本町における放課後等の児童の居場所事業と、地域にある様々な資源を幅広く活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施に準じた取り組みの現状と今後の方向性を示すものとします。

4 町内小学校の現状と将来推計

町内には、市街地に2校、農村部に2校の計4校の小学校があります。小学校の児童数の現状及び将来推計は以下のとおりです。（※H31及びR2は現状の児童数からの推計。R3以降は、住民登録からの推計。）

（単位：人）

芽室小	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1年	105	83	94	87	74	62
2年	112	105	83	94	87	74
3年	90	113	105	83	94	87
4年	108	90	113	105	83	94
5年	111	106	90	113	105	83
6年	128	111	106	90	113	105
計	654	608	591	572	556	505

(単位:人)

芽室西小	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1年	46	59	42	42	47	45
2年	44	47	59	42	42	47
3年	46	45	47	59	42	42
4年	45	46	45	47	59	42
5年	43	46	46	45	47	59
6年	38	44	46	46	45	47
計	262	287	285	281	282	282

(単位:人)

上美生小	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1年	7	6	5	7	4	5
2年	6	7	6	5	7	4
3年	3	6	7	6	5	7
4年	3	3	6	7	6	5
5年	6	3	3	6	7	6
6年	5	5	3	3	6	7
計	30	30	30	34	35	34

(単位:人)

芽室南小	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1年	11	13	12	8	14	9
2年	16	11	13	12	8	14
3年	13	15	11	13	12	8
4年	15	13	15	11	13	12
5年	21	15	13	15	11	13
6年	25	22	15	13	15	11
計	101	89	79	72	73	67

5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の現状と将来推計

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法に定める、保護者が就労等の理由で家庭に不在となる等、適切な保護・育成を受けることのできない児童に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して一定時間保育し、集団的個別的な指導を行い、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る目的で実施する事業です。

(1)放課後児童クラブの現状

本町では、芽室小学校区に「めむろ子どもセンターあいりす児童クラブ」、芽室西小学校区に「めむろ西子どもセンターみらい児童クラブ」を設置し、小学校1年生から3年生の児童を対象に放課後の居場所づくりとして安全で安心な遊びと生活の場を提供し、子育て家庭を支えるとともに、児童の心身の成長発達を促す役割を担っています。

開所日は、日曜日、祝祭日、年末年始(12/31～1/5)を除く毎日で、幅広い保護者のニーズに対応するため、平成27年度からは開所時間をそれまでの下校時(学校休業日は午前8時)から午後6時までを一時間延長し午後7時までとしています。

(2)入所児童数の推移

全国的に少子化が進む中で、本町の児童数は平成26年度まではほぼ横ばいで推移し、その後は減少傾向となっています。しかし、児童クラブの入所児童数は増加傾向にあり、これは女性の社会進出や、育児休業制度の普及等を背景に保護者の雇用・勤務形態の多様化が進み、子育てと仕事を両立する家庭が増加していることが挙げられます。

現在の定員は平成27年度以降同様で合計210名としています。利用児童数は子どもの出生数の減少に伴い微減傾向でしたが、近年では増加に転じており、平成30年度の登録数232人に対し、平成31年度には259人と27人の増加となっています。

(単位:人)

放課後児童クラブ名	定 員	登録者数				
		H27	H28	H29	H30	H31
みらい児童クラブ	70	71	62	76	74	73
あいりす児童クラブ (～H27 ひばり・てつなん)	140 (H27 まで 120)	179	181	155	158	186
計	210	250	243	231	232	259

(各年4月1日現在)

(3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計

未就学児に対する将来の利用意向ニーズ調査においては、放課後を児童クラブで過ごさせたいという希望は、低学年では64.6%と最も多く、高学年では27.6%で、自宅、習い事、少年団に次いで4番目となっています。週間の利用希望日数では、低学年は「5日」が55.0%で最も多く、次いで「6日」が15.4%であり、高学年は「5日」が40.7%で最も多く、次いで「6日」が15.0%となっています。終了時刻の希望については、低学年は「18時」が39.0%で最も多く、「17時」は28.1%、「19時」は11.7%、高学年は「18時」が34.1%で最も多く、「17時」は27.5%、「19時」は10.5%で、19時を過ぎての希望は1%未満でした。

放課後児童クラブ年度別推計利用数(1～3年生)

	現状	推 計(単位:人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
① 推計利用数	236	260	248	235	221	206
1年生	102	95	91	87	81	73
2年生	90	86	81	77	73	69
3年生	44	79	76	71	67	64
②受入確保数	210	210	210	210	210	210
過不足(②-①)	△26	△50	△38	△25	△11	4

放課後児童クラブ年度別推計利用希望数(4～6年生)

	現 状	推 計(単位:人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
推計利用希望数	—	96	96	94	94	89

6 児童厚生施設(児童館)事業の現状と今後の取り組み

児童館は児童福祉法に定める児童厚生施設であり、概ね7～18歳の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、児童の健全育成を図ることを目的とする事業で、全児童の放課後の居場所として実施しています。

また、その他、放課後の居場所事業や、地域団体による居場所活動が行われています。

(1)児童館の現状

子どもの居場所の拠点施設となる児童館については、平成24年度、芽室西小学校区に「めむろ西子どもセンターみらい児童館」、平成28年度、芽室小学校区に「めむろ子どもセンターあいりす児童館」、平成30年度、芽室南小学校区に「みなみっ子児童館」をそれぞれ開設し、放課後児童クラブと合わせて放課後の居場所づくりに努めており、定員を大幅に超える利用が続いています。

現在、本町の児童館は放課後から午後7時までの利用を可能としています。放課後児童クラブ同様、児童の健全な成長発達を最優先とし、多様な保護者ニーズへの対応による子育て支援と、児童の成長発達の両立を目指すことが求められています。

(単位:人)

児童館名	定 員	登録者数				
		H27	H28	H29	H30	H31
西子どもセンター	70	128	132	116	139	91 ※
子どもセンター(～ H27 南児童館)	70	241	409	393	384	169 ※
みなみっ子児童館	50	—	—	—	105	93 ※
上美生学童クラブ	—	19	18	16	15	22

※通年で随時登録者があるため各年度3月 31 日現在とし、H31 のみ4月1日現在

(2)児童館の今後の取り組み

芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンターみらい児童館」、芽室小学校区の「めむろ子どもセンターあいりす児童館」、芽室南小学校区の「みなみっ子児童館」それぞれ、現状の定員を維持し継続します。3施設ともに建設時において将来の児童数推計を踏まえ施設規模を決定しており、今後の児童数推計は減少傾向にあるものの、児童館利用児童数は大幅な減少は想定されないことから、それぞれの施設の受け入れ可能人数を定員とする現行の体制を維持します。

放課後児童クラブ利用者が、高学年になっても引き続き児童館を利用できるように、育児支援を目的に、放課後児童クラブ同様開所時間の延長を行ってきました。今後も地域の実情を踏まえ、より有効な開所時間を随時検討していきます。

(3)地域における子育て支援の拠点としての取り組み

18歳未満のすべての子どもを対象とする児童館では、遊びの創出や地域における子育て支援の拠点としての事業展開が求められています。本町では、西小学校区の居場所の拠点であるめむろ西子どもセンター、芽室小学校区の拠点であるめむろ子どもセンター周辺をふれあいの居場所として位置付けています。2つの子どもセンターでは遊びの創出や地域における子育て支援の拠点としての事業展開が求められており、ふれあいの居場所事業として、地域住民、福祉施設、子どもセンターが協力し、児童の健全育成を図るための事業を実施しており、今後も継続します。

(4)放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取り組み

児童館のほか、放課後の居場所として、町が実施する事業及び地域活動団体がその地区や全町の児童を対象として事業を実施しています。児童の安全安心な居場所としての選択肢が広がることでより一層の充実が図れることから、事業の連携や情報共有を継続します。また、新たな地区組織等がその目的を同じくする活動は情報共有・連携を深め、児童の放課後の安全安心な居場所づくりを進めます。

ア 風の子めむろ(子どもの居場所づくり推進事業)

平成29年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業「風の子めむろ」は、放課後の第3の居場所として委託により実施しています。

イ 上美生小学校区の放課後対策「上美生学童クラブ」

上美生小学校区では平成21年度から、保護者を中心とする運営委員会により「上美生学童クラブ」が開設されており、小学校1年生から6年生までを対象に地域に根ざした運営が行われています。町は、地域主導による放課後児童対策に対し運営費の補助による支援を行い児童の放課後の居場所づくりの活動を支援しており、今後も継続します。

ウ 地域活動団体「ひばりわくわく広場実行委員会」の活用

市街地には全町の児童を対象とした地域団体として「ひばりわくわく広場実行委員会」が組織され、放課後の遊び場が実施されており、町が運営費の補助を行い児童の放課後の居場所づくりの活動を支援しており、今後も継続します。

エ 地域活動団体「東めむろ放課後あそびの広場」の活用

東めむろ地区には地区の児童を対象とした地域団体として「東めむろ放課後あそびの広場」が組織され、放課後の遊び場が実施されており、町が運営費の補助を行い児童の放課後の居場所づくりの活動を支援しており、今後も継続します。

7 放課後子ども教室事業の実施と発展的展開

次代を担う人材の育成や、子どもにとって望ましい「放課後」の実現のため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる児童の放課後環境の整備が求められています。このことから、現在児童館及び放課後児童クラブにおいて実施している放課後子ども教室事業を全児童対策として発展的に実施することにより、利用者(児童・保護者)ニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題及び経費等を分析・検証し、児童の放課後対策をさらに発展的に展開することを目指します。

(1)全児童対策の経過と今後の取り組み

これまで本町では18歳以下の児童を対象に放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験や活動が可能な居場所となる「児童館」を2か所の子どもセンター及び1か所の児童館で実施してきました。また、放課後児童クラブを町内2か所の子どもセンターで実施しています。今後も、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」等に基づき、児童の放課後の居場所のさらなる充実を目指し、積極的に地域資源の活用を行い、児童館と放課後児童クラブを一体的に運用及び、みなみっ子児童館における放課後子ども教室事業を継続実施します。

(2)児童館における放課後子ども教室実施の具体的な方策

放課後子ども教室事業においては、児童館と放課後児童クラブのすべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを各担当者が連携して、企画・実施します。

またその充実を図るため、社会教育課の地域おこし協力隊が実施するスポーツや運動講座、社会教育課で実施する寺子屋めむろの学習ボランティアの人材など、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、児童の興味・関心やニーズ、地域資源を踏まえた多様なプログラムを実施します。低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、また、体験プログラムなどを通じて地域の多世代の人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

(3)放課後子ども教室の基本的方針と具体的な方策

ア 放課後子ども教室の基本的方針

放課後子ども教室は、子育て支援課が実施主体である児童館において取り組む放課後子ども教室事業として、保護者の就労・未就労に関わらず放課後にすべての子どもが多様な体験・交流活動などを行うことができるよう環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

イ 放課後子ども教室実施の具体的な方策

児童館が行う放課後子ども教室として企画、実施します。

低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、体験プログラムなどを通じて地域の多世代の人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

ウ ボランティア等の人材確保

放課後子ども教室は、地域と学校が連携・協働して子どもの育ちを支える観点から、関係機関及び、高齢者などの地域住民の参画促進を図るとともに、地域学校協働本部、住民団体やボランティアグループ、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参加も促進し、地域の活性化にもつなげます。

エ 利用者・地域住民への事業内容周知

放課後子ども教室と地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を深め、児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各教室の概要、活動内容等について、保護者への定期的なお便りの発信やホームページの活用などを通じ、情報の積極的な公開に努めます。

(4) 連携による事業の推進体制

放課後子ども教室事業の推進にあたっては、放課後児童クラブの実施主体である子育て支援課と、国が示す放課後子ども教室の所管である教育委員会社会教育課及び学校教育課が定期的な情報共有と総合的な放課後対策について協議を行い、互いに連携しながら推進します。

8 放課後児童クラブの継続実施

(1)放課後児童クラブの基本的方針

放課後児童クラブは、子育て支援課が実施主体となって、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として実施します。

授業終了後に単に預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活のできる「遊びの場」「生活の場」を提供することで、児童の自主性や社会性等のより一層の向上を図り、次代を担う子どもの育成を目指します。

(2)施設・受け皿の確保

放課後児童クラブを実施するための施設は、町内2か所の子どもセンターとして継続します。本町においては、児童数将来推計から見ると児童数は減少するものの、通常学級及び特別支援学級の数自体はそれほど変わらず、当面学校の余裕教室は発生する予定はありませんが、今後も教育委員会及び学校関係者と連携・情報共有を継続します。

(3)職員の配置・質の確保

国の定める「放課後児童クラブ運営指針」等に基づき、適正な職員配置に努めます。また、指導員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細やかな配慮と適切な判断力ができるよう、各種研修等への参加を積極的に促します。

(4)開所時間の延長に係る取り組み

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるように、育児支援を目的に開所時間の延長を行ってきました。今後も地域の実情を踏まえ、より有効な開所時間を随時検討していきます。

(5)利用者・地域住民への事業内容周知

放課後児童クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を深め、児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるよう、保護者を対象とした説明会の開催や保護者への定期的なお便りの発信、ホームページ等の活用を推進するとともに、事業内容、各クラブの概要、活動内容等について、情報の積極的な公開に努めます。

9 特別な配慮が必要な児童への対応

(1)療育の視点での取り組み

特別な配慮を必要とする児童の利用は年々増加しています。現在、児童館及び放課後児童クラブにおいては定期的に発達支援センター職員による巡回訪問を受け、発達支援センター通所児童については集団生活における児童の個別性に応じた配慮についての情報共有を行っており、今後も巡回訪問及び定期的な情報共有を継続します。

また、小学校及び保護者等との情報共有及び連携を随時行い、児童の個別性に応じ一貫した対応を行うための取り組みを今後も継続し、配慮を要する児童の受け入れ体制の一層の充実を図ります。

今後は更にニーズが高まることが予測されることから、発達支援システムのより効果的な運用とその一役を担う機能の維持向上により、すべての児童がともに成長できるよう、実施

する医療的ケア児支援事業を始め、より適切な配慮体制及び環境整備を行うことが必要となります。目安となる基準作りや、その児童を支援するために必要となる専門的知識を有する支援員の加配措置、支援員の研修等、行政・学校・家庭・専門機関が連携して適切に対応することで、対象児童が安心して過ごすことのできる環境づくりを推進していきます。

(2)虐待予防・早期発見の視点での取り組み

日々の生活態度や様子から知り得る情報は非常に重要で、学校と家庭の中間に位置する生活の場である放課後児童クラブ及び児童館であるからこそその気づきが生まれています。行政・学校・家庭・専門機関等が連携をさらに強め、情報と支援の連続性を進めることで、虐待を未然に防ぎまた、早期に発見し対処する取り組みを継続します。

10 放課後の安全・安心な居場所の確保

「放課後」とは文字通り「課業から解放された後の時間」を意味し、子どもたちにとっての自発的、自主的な諸活動が行われる自由な時空間です。こうした自由な時空間で、時には思い思いの遊びを行ったり、時にはゆっくりとした時間を過ごしたりすることによって子どもたちはその自主性や社会性、創造性といった諸能力を自ら育んでいきます。

しかし一方で、子どもたちを取り巻く諸環境の変化が子どもたちの放課後に大きな影響を与えています。共働き家庭の増加に伴う放課後児童の育成支援の必要性の高まりや、貧困問題、児童虐待の増加、学力問題等、児童期の子どもたち(小学生)を取り巻く今日的課題に対しての社会的な対応はますます求められています。

こうした観点から、子どもの育成や発達等を支える子育て支援においては、幼児期後半から思春期前期までの大きな成長・発達の時期を迎える児童期の子どもたちには固有の課題とその対策が必要となっており、今後もより一層、行政・学校・家庭・地域・専門機関等が連携し、子どもたちの健やかな成長を支える取り組みをすすめます。

第6章 芽室町発達支援システム

「すべての子どもたちが自立し
ともに安心して暮らせる地域社会の実現」

1 発達支援施策の背景

国においては、児童福祉法、障害者総合支援法が改正される中、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定、発達障害者支援法の改正が行われ、障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが強力に進められています。

教育においても、平成19年の改正学校教育法施行から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行う教育について「特別支援教育」という用語が位置づけられ、合理的配慮、インクルーシブ教育、チーム学校などのテーマの下、障がいの有無により分け隔てられることのない教育的支援について推進されています。

障がいのある子どもだけでなく、子ども・若者支援の根拠となる法令は、児童福祉法、学校教育法、雇用対策法などに渡りますが、従来の個別分野で縦割りに取り組んでいたのでは限界があることから、平成22年に子ども・若者育成支援促進法が制定されました。

本町においては、第4期芽室町総合計画（平成20年度～平成30年度）では、豊かな自然環境と農業を表す「みどり」を基盤として、子どもをまち全体で育む「子どもにやさしいまち」を特に強調してまちづくりを進めていくものとして将来像を定め、子育て支援課が設置されました。平成21年には、第1期芽室町発達支援計画（H20～24）に基づき、発達支援を要する子どもの「育ち」に一貫性と継続性のある支援体制構築を目指す「芽室町発達支援システム」をスタートさせました。

第1期芽室町発達支援計画（H20～24）においては、早期発見から幼児期・学齢期の支援について重点的に整理し、第2期芽室町発達支援計画（H25～30）においては、後期中等教育への相談支援から就労に向けた支援について重点的に整理しました。

このことから、早期に発達支援に係る気づきのあった子どもへ、必要な発達支援のサービスを提供し、特別支援教育との接続をスムーズにし、持てる力を最も発揮できる青年期の就労や日中活動へのつながりを構築することで、乳幼児期から就労まで一貫性と継続性のある支援体制の保障を実現してきました。またその実現に要する関係課係の連携、他機関間の連携についても、必要なツール（様式）・マンパワー・つながりの場（協議会等）の策定や設置に取り組む中で、密に連携できる仕組みと文化を積み上げてきました。

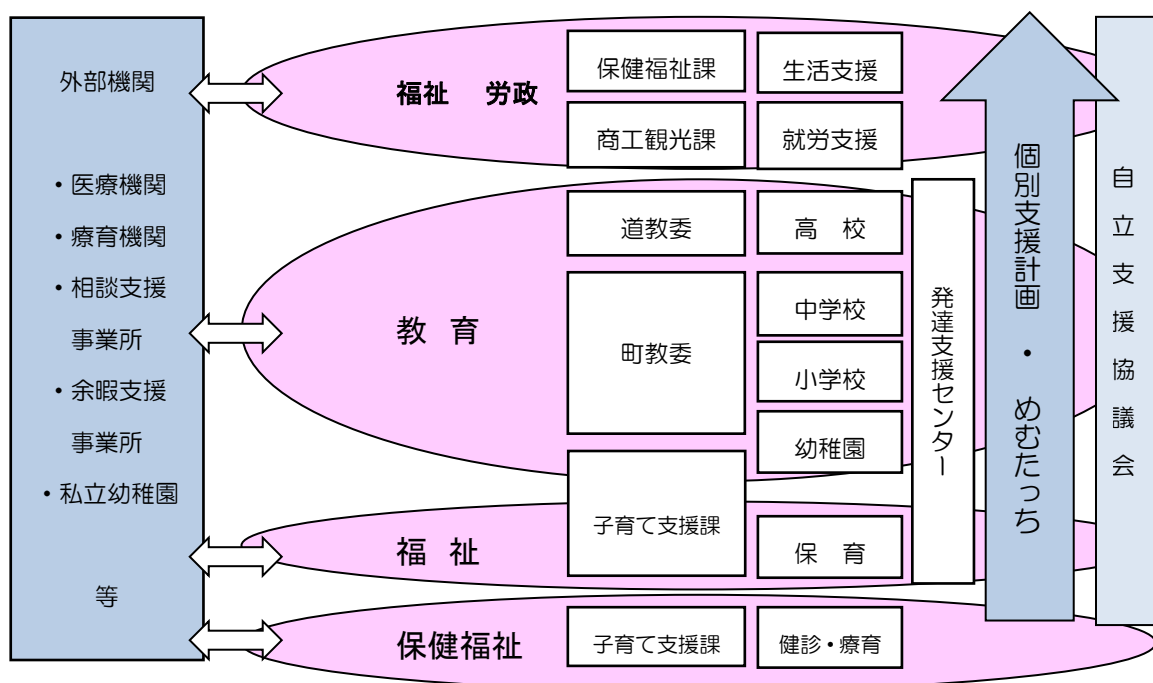
今後は、児童期の中核をなす「教育」・学齢期の子どもたちについて、重点的に整理する必要があると認識しています。また子どもに係る諸問題が大きくなる前にかかわり始められたり、そもそも諸問題の発生を未然に防ぐような事業について、重点的に整理する必要があると認識しています。「芽室町子どもの権利に関する条例」（H18）において定めた、すべての子どもが健やかに育ち自立するために町及び町民が担う役割や、関係機関が実施する取り組みを基盤としながら今後、本町の各分野で発達支援が推し進められ、かつ実践結果の検証を通じて、支援の充実に資することを目的とし本計画を策定します。

2 「芽室町発達支援システム」とは

「芽室町発達支援システム」とは、発達支援を要する方へ、乳幼児から就労期まで一貫性と継続性のある支援を構築する「つなぎ」の仕組みを総称したものです。

主に、二つの方向性のつながりがあります。

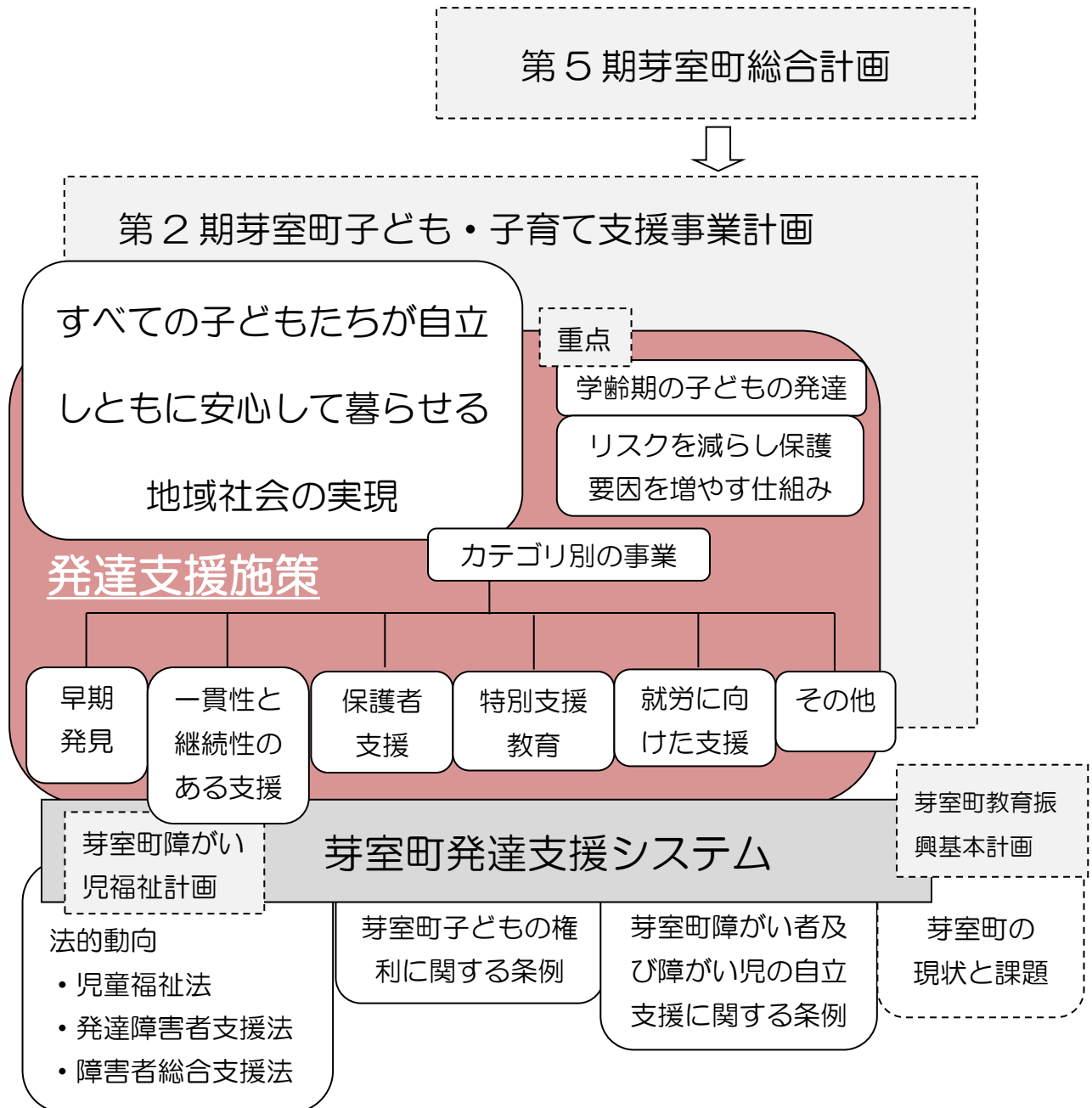
- | |
|--|
| 1)保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関間、または外部機関協力を仰ぐ「横の連携」による支援の一貫性の提供 |
| 2)就学前から学齢期、さらに就労に至るまで、ライフステージをまたぐ「縦の連携」による支援の継続性の提供 |



この取り組みにおいては、各分野での総合的な事業の推進が望まれます。情報ツールだけあっても相談体制がなければ活用されません。協議会だけあっても形骸化します。人を配置さえすれば解決する問題ではありませんし、一つの機関だけで解決することもできません。各分野での総合的な取り組みと各実践が機能的に連携されることで、発達支援を要する児童へ一貫性と継続性のある支援を構築することができると考えています。

3 計画の概要

(1) 発達支援施策のイメージ



「すべての子どもたちが自立し、ともに安心して暮らせる地域社会の実現」をめざし、本町の現状と課題を踏まえながら、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」と「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づいた理念を具体化しカテゴリ別の各事業の推進を計画するのが本計画の発達支援施策イメージです。

(2)重点とするもの

学齢期の子どもの発達

児童期において、学齢期のしめる期間は長く、成長著しいこの時期に、子どもが適切な家庭環境・教育環境で安全・安心に、一人ひとりが大切にされる中で育つことが望ましいことは言うまでもありません。

保護者の就労時間の増加や核家族化などの孤立傾向、保護者の精神疾患、虐待、子どもの貧困など現代的な課題の上に、発達支援を要する児童の中には、個に応じた支援だけでなく、集団参加の機会や集団での学びを成立させるためのアプローチを要する場合があります。

こういった諸問題に対して、学齢期の子どもがその持てる力を伸ばすことの価値は計り知れないという信念のもと、各カテゴリ別の事業において「学齢期の子どもの発達」を重視します。

リスクを減らし保護要因を増やす仕組み

被虐待や不登校、集団での不適応行動、いじめ、または経済的困窮に係る経験の損失や孤立といった諸問題がいったん現れると、その介入や救済には専門職を要し、かつ多大な時間を要します。諸問題が顕在化する以前に、小さな何らかのサインを早期に発見したり、またはそもそも諸問題が発生することを未然に防ぐような機能を持つ事業を整理し、関係課係が意識的に事業を実施・推進することで、諸問題が顕在化したり悪化することを防ぐ、または諸問題の規模を小さくするための仕組みを構築します。

諸問題を顕在化させるためのリスクを減らし、諸問題の発生の可能性を低くする保護要因を増やすことを、担当職員や一機関で行うのではなく、町全体で推進するための仕組みを構築します。

リスク要因の例：虐待、貧困、一貫性のないしつけ、不登校、孤立、学力の低さ、大人による否定的な決めつけ

保護要因の例：親との良好な関係、家族との社会的なかかわりの機会、自分はできているという認識、面倒見のよい支持的な成人の存在と関与、学習スタイルを考慮した指導、子どもに対する期待の高さ

4 カテゴリー別における施策内容

(1) 早期発見

ア 現状と課題

発達支援の必要性が早期に発見され、なるべく早い時期に支援介入が始まることは、当該児童の青年期にまで良い影響があると報告されています。そのため、児童福祉法においても発達障害者支援法においても早期発見を推奨しており、その中で市町村の責務が位置づけられています。

乳幼児期における健診は、母子保健法（第12条第1項）に基づき市町村による2回の実施が義務付けられおり、本町において現在は、4か月・10か月・1歳9か月・3歳6か月の4回実施しています。また1歳9か月と3歳6か月の間に、相談や心配な面の所見があった児童については2歳6か月相談を設けていています。一般的には1歳6ヶ月と3歳で実施する自治体が多い乳幼児健診ですが、本町においては早期発見のため問診項目を精査し、より発達段階を確認しやすい月齢で実施しています。

また巡回相談事業を平成21年より開始し、子育て支援課の職員（地域コーディネーター、発達心理相談員、保健師、発達支援センター職員等）が町内の幼稚園・保育所・児童クラブ・児童館を巡回し各所属の相談に応じる中でも早期発見に寄与してきました。

しかし、健診ではなく集団生活の適応面で新たに発達支援の必要性が認識されることも少なくなく、また早期発見において保護者の心理的な支援は必須ですが、専門職だけでの支援に偏り、保護者間の心理的な支えの体制整備などはまだ手探りの状況です。

イ 施策の内容

番号	項 目	内 容
①	早期の気づきを活かす体制の充実	専門職(保健師、発達心理相談員、発達支援センター職員、保育士、児童相談所等)が保護者や児童の所属機関(幼稚園・保育所、小中学校、児童クラブ・児童館)と相談できる機会を複線的に設けます。また子どもに係る諸課題(発達支援、虐待、不登校、いじめ、貧困等)に係る早期発見と予防を明確にし、担当者や関係機関がその視点を持って事業に取り組めるよう事業や制度を整理します。

(2)一貫性と継続性のある支援の構築

ア 現状と課題

平成21年より一貫性と継続性のある支援の構築を目指し、「芽室町発達支援システム」がスタートしました。保健、保育、教育、福祉、医療、就労の関係機関の密な連携が望まれることは、障害者総合支援法にも発達障害者支援法にも記載されているところであり、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」にも明記したところでもあります。

これまでに、ツールの策定（芽室町個別支援計画や子育てサポートファイルめむたち等）、マンパワーの確保（地域コーディネーターや発達心理相談員、発達支援センター職員増員、スクールライフアドバイザー、教育活動指導助手増員等）、場の設定（保育と教育の架け橋カンファレンス、コーディネーター会議、自立支援協議会等）などに取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、ライフステージの移行や担当者の変更が起きても、すべての子どもに一貫性と継続性のある支援が保障されているとは言えない状況があります。児童の実態把握が多面的になされ、それに基づいた支援を幼保・小中や家庭が構築できるように体制を作る必要があります。また、ツールとなる様式等は、記載して終わりではなく、様々な活用していくための体制整備が望まれます。

○発達相談事業実績数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
141 件	123 件	138 件	125 件

○個別支援計画作成数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
247 件	240 件	328 件	242 件

○特別支援教育に係る人員配置等

		特別支援学級	教育活動指導助手	通級による指導
対象 児童数	H28	83 人		26 人
	H29	88 人		31 人
	H30	114 人		32 人
配置数	H28	34 人	8 人	1 人
	H29	39 人	9 人	2 人（指導助手1名を含む）
	H30	44 人	10 人	3 人（指導助手1名を含む）

イ 施策の内容

番号	項 目	内 容				
①	地域で成長 するための 施策の充実	児童が普段通う場所で適切な支援が得られるよう、訪問支援やアセスメントの提供・共有などを充実させます。発達支援を要する児童が普段通う場所で適切な配慮や支援を得られ成長できるための訪問支援事業を、発達支援センターを中核に実施します。 しかし、保育所等訪問支援事業（児童福祉法）は制度上、障害児相談支援事業所や発達支援センターとの計画案策定の手順や多くの契約行為を要するために、タイムラグや保護者の防衛的な反応が予想される場合があります。そういった課題が当該児童にとって不利益を生じると判断できる際には、給付制度に該当させずとも本事業の機能を提供する「町単費事業としての保育所等訪問支援事業」も行います。 発達支援を要する児童の地域参加へ移行を目指す事業は他にも、芽室町巡回相談事業、特別保育事業（障がい児保育士加配）、発達支援センタークラブ活動、教育活動指導助手や支援員の学校配置、養育支援訪問事業などがあり、これらの事業が整合性をもって取り組まれるよう調整します。				
		R2	R3	R4	R5	R6
		8 件	8 件	8 件	10件	10件
②	医療的ケア 児への支援	日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、主治医や医療機関・訪問看護事業所等の協力を得ながら支援体制を構築します。 平成29年度に医療的ケア児支援事業実施要綱を定め、日常的に医療的ケアを要する児童の支援を推進してきました。 日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、主治医や医療機関・訪問看護事業所等の協力を得ながら支援体制を一人ひとりに構築します。				
		R2	R3	R4	R5	R6
		2 件	2 件	2 件	1 件	1 件
③	子育ての木 委員会の運 営	LGBTの子ども、家族の孤立化傾向、保護者の精神疾患、虐待、子どもの貧困などの課題にタイムリーに対応できるよう、関係課係をスムーズに招集できる仕組みを作ります。また子どもの成長に対してリスクを減らし保護要因を増やす事業について整理します。				

芽室町発達支援センターでの支援の推進

【サービスの内容】

○児童発達支援

療育の必要性が認められた児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

○放課後等デイサービス

学校在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。

○保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、訓練や支援方法の指導等を行います。保育所等の「等」の中には学校や児童クラブ・児童館など、子どもが集う場所であれば制度の対象とすることができます。

【サービス見込量】

	R2	R3	R4	R5	R6
児童発達支援（児童発達支援事業） [人/月]	42	42	42	42	42
放課後等デイサービス [人/月]	70	67	65	65	60
保育所等訪問支援 [人/年]	8	8	8	10	10

計画相談支援・障がい児相談支援

【サービスの内容】

サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。また専門的な相談支援を目的にケースに応じて外部委託を行います。

【サービス見込量】

	R2	R3	R4	R5	R6
計画相談支援・障害児相談支援 [人/月]	96	94	92	90	88

(3)保護者支援

ア 現状と課題

発達障がいや知的障がいは生まれてすぐ分かることは少なく、生育の途中で気づき発見されます。また精神障がい発症の年齢は思春期後半であることが多く、これも保護者は子育ての途中でその事実と向き合い始めることになります。生まれて間もなくわかるダウン症や重度の肢体不自由、内臓疾患などにおいても、いずれも保護者にとっては容易に受容できるものではなく、個人差はありますが時間をかけて受け止めていくものであることが知られています。

この受容を支え、保護者が安心して地域で子育てし、また自身も保護者として成長していく過程を支援するのが発達支援における保護者支援です。子どもの成長を喜び、子育てを楽しむことはどんな家庭にも望まれることですが、発達支援を要する児童の保護者においては、発達のアンバランスさへの気づき、指導者たちとの理解共有や連携、障がい受容への混乱、将来への不安などが起きるために、丁寧で継続的な保護者支援が望まれます。

本町においては、乳幼児健診を入り口に、2歳6か月相談、子育て支援センター、すくすくコール、育児ネットめむろ等が相談機能を有しており、より専門的な相談先として芽室町発達相談事業、芽室町発達支援センター、芽室町巡回相談事業があります。また幼保・小中の担任が保護者の相談に丁寧に対応してきました。平成23年からは、ペアレントメンターの養成に着手し、保護者間の心理的な支え合いがより機能的につながるよう試行を始めました。

しかし子どもの発達に指摘を受けることは、保護者にとって些細なことではありません。長期間継続して相談に対応していく必要があるケースは多く、1回の説明では理解や受容が生まれないケースもしばしばあります。また専門職のみの相談では保護者が孤立したり不安が解消されない場合もあります。専門的な相談を丁寧に継続的に行うことに併せて、同じ保護者の立場の方からも心理的に支える支援を構築する両輪の取り組みが望まれます。

成果指標	説明	現状値 (H29(2017))
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケート	87.6%
②安心して子育てができる環境である と思う町民の割合	住民意識調査	96.5%

○芽室町発達支援センターアンケート 相談機能(保護者の割合)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育ての相談にのってもらえる	91%	96%	88%
おもちゃや関わり方など、普段の生活に参考にできる	85%	100%	84%
研修・学習会の機会がある	77%	80%	84%
子どもについて客観的な話を聞くことができる	93%	98%	80%
保護者同士の交流があり、心強く感じる。	56%	62%	40%

イ 施策の方向性

番号	項 目	内 容
①	ペアレントメンターの活用	保護者間の相談機能充実に向けた取り組みを実施し、保護者が安心して育てることができる体制を整備します。 ペアレントメンター養成講座を実施し、保護者間の相談機能、または心理的な支え合いが形成されるよう体制を整備します。個別相談の他に、発達支援センター茶話会、あいあい広場などの参加、各種通信への寄稿も検討し、すべての保護者が安心して育てることができる地域作りを目指します。また個別支援計画作成研修など所属機関職員向けにも保護者の声を届ける機能を依頼します。
		R2 R3 R4 R5 R6
		10人 10人 10人 10人 10人
②	相談支援体制の充実	専門職（保健師、発達心理相談員、発達支援センター職員等）の機能を整理し、保護者が相談を通じて子育てを楽しみながら養育できる体制を整備します。

○ペアレントメンターとは

発達に係る心配への「気づき」から間もない時期や診断前後の時期の保護者は、不安が高まり、予期しない情報に混乱します。この時期の保護者への支援として、専門職だけでなく、先輩の保護者が共感的に丁寧に寄り添う支援がペアレントメンターです。平成20年「発達障害者支援の推進にかかる検討会報告書」（厚労省）や平成20年度版障害白書の中にペアレントメンターという取り組みが紹介され始め、国と自治体による発達障害者支援開発事業としてペアレントメンター事業が佐賀県と愛知県で実施されました。北海道では、平成28年度よりペアレントメンター派遣事業が開始されました。

(4) 特別支援教育

ア 現状と課題

平成19年に学校教育法改正が行われ、障がい児への教育が特殊教育から特別支援教育と呼ばれるように変わりました。通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちも支援の対象とし、より広い教育的ニーズに学校組織として対応していくための方向転換がなされました。

芽室町においては、第5期芽室町総合計画（平成31年度～令和8年度）基本目標に「個性的で心豊かな人と文化を育む」を掲げ、その施策として「学校教育の充実」を図る方策の一つに「特別支援教育の推進」を位置づけています。

本町における特別支援学級在籍児童は増加傾向であり、また通常学級在籍児童で個別支援計画を作成する児童も増加しています。平成より開始した通級による指導も対象児童が増加しています。芽室町発達支援センターを利用する学齢児も増加していますので、対象者全体が増加していると言えます。それに伴い、特別支援学級担当教諭、教育活動指導助手、支援員、発達支援センター職員も増員して配置してきました。

しかし、特別支援学級在籍児童増加への対応、教員の専門性の確保（免許状等）、通常学級での支援、就労へむけたキャリア教育、子どもの特性に応じた支援提供の義務：合理的配慮や、他機関連携で教育的課題の解決を目指す：チーム学校などは、本町においても課題となるところです。

○特別支援教育に係る人員配置等(再掲)

		特別支援学級	教育活動指導助手	通級による指導
対象 児童数	H28	83 人		26 人
	H29	88 人		31 人
	H30	114 人		人
配置数	H28	34 人	8 人	1 人
	H29	39 人	9 人	2 人（指導助手1名を含む）
	H30	44 人	10 人	3 人（指導助手1名を含む）

○学齢児等の個別支援計画作成数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体	247 件	240 件	328 件	242 件
幼稚園保育所	31 名	31 名	24 名	22 名
小学校	69 名	70 名	79 名	78 名
中学校	22 名	22 名	30 名	38 名
発達支援センター	125 名	117 名	195 名	104 名

芽室町読み書き支援スクリーニング事業 経過

年	内 容
平成26年	コーディネーター会議において芽室町読み書き支援スクリーニング事業について検討、芽室町読み書き支援スクリーニング事業ガイドラインの策定
平成27年	全町共通チェックの開始。
平成29年	芽室町教育研究所と協働で、読み書き支援教材リストの作成、教材リスト内の教材を使った模擬授業の実施。
平成23年～	並行して、芽室町・芽室町教育委員会・芽室町教育研究所共催で、通常学級における特別支援教育について年1回の講演会を開催し、その中で読み書きに特異な困難を抱える子どもについてテーマとしてきた。

LD（学習障がい）とは

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。（文部科学省の定義）

イ 施策の内容

番号	項目	内容
①	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
②	読み書きの困難への対応	LD児やLD傾向の児童を小学校1～2年生の段階で発見し支援する体制を構築します。
③	地域コーディネーターの複数配置	一貫性と継続性のある支援がなされるよう必要なマンパワーを確保します。

	配置数	配置目的	担当課
地域コーディネーター 【保健領域】	1人	(1) 支援の一貫性と継続性を目指した「個別支援計画」の作成に係る庶務、相談、研修を担い、町内の支援充実を図る。 (2) 発達相談を経て、当該児童に適正なサービス提供を調整する。 (3) 発達心理相談員を補佐し、アセスメントを実施する。 (4) 発達支援システム全体を統括し、発達支援システム運営会議において関係課に必要な調整する。	子育て支援課
地域コーディネーター 【教育領域】	1人	(1) 特別支援教育への専門的な相談体制を確保する。 (2) 通級による指導、いじめ、不登校などへの個別的な支援または組織的な支援の指針の協議を推進する。 (3) 発達支援を要する児童の集団参加に係る指針の協議を推進する。	学校教育課

(5)就労に向けた支援

ア 現状と課題

発達支援を要する児童の保護者の最も深刻な不安のひとつは、我が子が「将来一人で生活できるだろうか」という「自立への不安」です。個別支援計画をはじめ、これまでの支援の積み上げが機能することでよりスムーズな就労期への移行が期待されますが、それだけでなく、青年期の「働く場」と「生活する場」の支援が望まれます。このことについて、行政だけで完結することは考えられません。就労支援の領域においても、これまでの発達支援とのスムーズな接続がなされ、社会福祉法人や民間企業との協力、就労支援機関や相談支援機関の専門的な支援との連携が必要です。

本町においては、平成21年より「芽室町就労体験支援事業」「芽室町職場実習支援事業」を実施し、仕事の体験を希望する障がいのある方に対して、役場業務において一定期間仕事の体験してもらうことによって、就労への意欲を高めたり、職業能力や職業適性を向上させることを目的に事業を推進してきました。また就労継続支援A型事業所誘致に始め、一般企業への障がい者雇用に係るアンケート調査や訪問、研修の機会創設、A型事業所から一般雇用へのチャレンジの支援などを推進してきました。また芽室町自立支援協議会にひきこもり支援部会を創設し、後期中等教育から進学・就労ができず在宅になった方や、離職転職を繰り返し在宅になった方への支援について推進してきました。

発達支援を要する児童について、なるべく早期からの支援が青年期の予後の良い影響があるとされていますので、より早い段階からの就労体験を積み上げることでできる体制づくりが望まれ、このことは町民からも様々な形で声が挙げられているものです。

	利用者数			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
芽室町就労体験支援事業	9人	10人	9人	7人
芽室町職場実習支援事業	10人	7人	10人	9人

○芽室町就労体験支援事業と芽室町職場実習事業の概要

	芽室町就労体験支援事業	芽室町職場実習支援事業
主な体験業務内容	芽室町広報の袋詰め作業	芽室町広報の袋詰め作業 事務的な軽作業（文書発送、冊子製本等） 公共施設の清掃業務
年齢要件	なし	18歳以上
申込先	芽室町	芽室町 ・ ハローワーク
給 与	なし	時間給
支援員	可	なし

イ 施策の内容

番号	項 目	内 容
①	学齢期から就労体験できる体制づくり	学齢期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。
		具体的内容
		見込み量
		配慮の必要な高校生インターンシップの受け入れについて、継続して実施します。
②	相談支援体制の充実	発達支援センタークラブ活動事業において、就労体験プログラムを継続します。
		2人/年
②	相談支援体制の充実	後期中等教育から就労・日中活動への相談支援体制について充実させます。ハローワーク、商工業団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者、学校及び障がい者団体等と共同し、自立支援協議会就労部会を運営し、障がいのある人の就労相談・促進・定着支援に努めます。
		20人/年

(6)その他の取り組み

ア 現状と課題

地域の理解啓発を図り、発達支援を要する児童とその家族が安心して地域生活を送ることができるように、市町村には地域の理解啓発を促すことが望まれています。また障害者総合支援法においては理解の促進は国民の責務であるとされています。

本町においては、様々な地域啓発が行われてきましたが、第1期障がい児福祉計画策定時のアンケートによると、「あなたは「障がい」に対する町民の理解が深まってきていると思いますか」の設問に、肯定的な回答が18.2%に留まっているという現状が見られ、理解啓発の課題が浮き彫りになりました。

発達支援システム構築においては、早期発見から一貫性と継続性のある支援の構築、保護者支援、特別支援教育の推進、就労支援などと、ライフステージをまたぐ非常に多岐にわたる取り組みが必要であるため、本町では、滋賀県湖南市において発達支援システムを構築した方をアドバイザーとして招聘してきました。発達支援システム運用について本町の取り組みに客観的な評価を受け、また課題に対して専門的な見地からアドバイス、または全国的な他市町村の現状や先進地域の情報提供を受けてきました。平成26年度からは当アドバイザーを管内4町村で協働で招聘し、平成30年度からは5町村で協働で招聘してきました。

イ 施策の内容

番号	項 目	内 容
①	地域の理解啓発	発達支援、障がいに関して、地域の理解を深める取り組みを実施します。
②	アドバイザーの招聘	第3者の専門家から、芽室町発達支援システムの進捗について客観的な評価や専門的なアドバイスを受けることで、よりよい発達支援システム推進をはかります。

第7章 関連施策の展開

1 児童虐待防止対策の充実

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応の強化が求められています。子どもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し早期に対応するための仕組みづくりが必要です。

(1) 要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制

要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園・保育所などの関係機関との連携体制を強化して、虐待対応の充実を図ります。

(2) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員の専門性強化

厚生労働省雇用均等・児童家庭局より、平成 28 年度から児童相談所及び市町村の専門性強化を図る観点から、要保護児童対策調整機関に置かれる調整担当者は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（要保護児童対策調整機関担当者研修会）の受講が義務付けられています。子どもの権利を守ることを最優先の目標としたソーシャルワークを実践し、その一環として関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整を行うなど実務に必要な専門知識及び技能の習得のため、令和元年度より当該研修会へ参加しています。

(3) 虐待発生予防の強化

ハイリスク妊婦など虐待に至るおそれのある要因を早期に発見し、各母子保健事業と連携させた取組みを強化し、虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていきます。

(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

平成 28 年児童福祉法の改正により、市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点整備に努めることとされました。国は 2022 年までに全市区町村に子ども家庭総合支援拠点設置することを目指していることから、設置に向け取り進めていきます。

2 子どもの権利擁護の推進

本町のすべての子どもが健やかに育つためにすべての子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせることを願って、平成 18 年 4 月に「芽室町子どもの権利条例」を制定しました。

(1)子どもの権利委員会

平成 28 年 4 月に「子どもの権利委員会」を設置しました。現在までの救済に関する委員会への相談実績は 0 件となっておりますが、毎年委員会を開催し、要保護児童等の情報共有を図り、委員の改選期には外部講師を招いての学習会を開催します。

(2)「子どもの権利」についての啓発活動

「芽室町子どもの権利条例」をはじめ、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催などの啓発活動を行います。

また、町内の小学校に出前講座を開催し、子どもの権利に関する啓発授業を行うなど、子どもたちが健やかに育つための取組みを継続していきます。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めてまいります。

(1)ひとり親家庭等の相談支援

ひとり親家庭の困難を解決し、自立を支援するため相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の情報提供等を実施し、ひとり親家庭等の福祉の増進に資するため、面談・電話相談を継続するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

(2)ひとり親家庭への医療費助成の実施

ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合、自己負担を軽減する医療費助成を継続します。

(3)ひとり親家庭等への保育料軽減

ひとり親家庭等のうち、前年分の所得税が非課税で、かつ前年度分町民税が非課税の世帯は保育料を無償としています。また、未婚の母においては、みなし寡婦控除を適用し、保育料軽減を継続します。

4 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

子どもの豊かで安定した生活のため、子育て世帯の経済負担の軽減、子どもの貧困対策など、すべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

(1) 子ども医療費給付事業の助成

子ども医療費給付事業においては、疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、町独自の所得制限緩和を図り、中学生までの通院・入院を助成しています。

支援すべき対象者の助成拡大については、今後も検証を重ね、事業内容の充実を図ります。

(2) 第3の子どもの居場所づくり(風の子めむろ)の推進

平成30年1月から開始した子どもの居場所づくり推進事業「風の子めむろ」を継続し、多様な子どもの集える居場所を設け、学習支援、食事の提供、日常の遊び等を通じ、児童が抱える貧困や様々な困難を発見し、必要な機関・制度へと繋げていき問題の早期解決に向けての取組を行います。また、必要に応じて保護者の相談支援も行います。

5 保育環境の充実

急速な少子化が進む中、共働き家庭の増加により、保育を必要とする子どもが増加しています。

安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様なニーズや就労形態等に対応するため、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

(1) 保育ニーズの多様化と保育士の確保

少子化傾向は依然として続く見通しですが、女性の社会進出等により保育所入所児童数が増加するとともに、ライフスタイルや就労形態の多様化に伴い保育ニーズも多様化しており、特別保育の充実により総合的保育サービスの充実が求められています。

保育所の運営においては、私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所は民間法人の保育士が、町立保育所は町職員の保育士が配置されていますが、3歳未満児の入所増加による全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来に渡る安定的な保育の提供のため、保育を実施する責任がある町として、今後における正職員の採用については、町立保育所、子育て支援センター、発達支援センターの展開を見極めながら検討し、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行います。

(2)待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実

保護者の就労形態の変化に伴い保育需要が増大する反面、保育士不足が懸念されますが、町内保育施設と連携しながら受入協力体制を構築し、「待機児童ゼロ」を継続します。

また、3歳未満児の保育所入所の有無に関わらず、妊娠早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して供給される体制を整備し、保育ニーズを十分に確認・検証し、保育サービスの一層の充実を図ります。

(3)健康の推進

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければなりません。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切です。

このため保育所を保健師が訪問し、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握、子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、本町や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ります。また、虐待が疑われる場合には速やかに本町または児童相談所に通告し、適切な対応を行っています。

(4)障がい児保育の実施

障がいの重さや種別にかかわらず、他の子どもたちと同じように乳幼児期から集団の中で健やかに育てたいという保育ニーズに応え、本町の全ての保育所において、障がいのある児童を集団保育の中に受け入れています。

該当児童については、芽室町自立支援協議会発達支援部サービス調整会議においてその特別保育事業の程度を協議し、保護者同意の下、保育所の申請に基づき町が特別保育を決定します。また、当該児童への支援は、保育所が作成する個別支援計画に沿って計画的に行われ、芽室町巡回相談事業において子育て支援課等がその進捗を確認します。

保育所の入所は、「保育を必要とする」という条件を満たさなければなりません。なお、厚生労働省の基準では保育を必要とする障がい児であって①集団保育が可能で日々通園できるもの、②特別児童扶養手当の支給対象障がい児(所得により手当の支給を停止されている場合も含む)に該当するものです。また、「障がい児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うものとする」(特別保育事業の実施について(平成10年4月8日児発第283号通知))とされており、保育所保育指針においても同様に明記されています。

(5)十勝定住自立圏における広域入所の機能強化

十勝定住自立圏では、通勤等に伴う保護者のニーズに応えるため、市町村を超えた保育所の広域入所や、育児不安の解消などを目的とした地域子育て支援センターの利用促進を図るなど、サービスを必要としている世帯に対し地域全体で子育てを支援します。

(6)食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや「食」に関わる保育環境に配慮します。体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応し、管理栄養士などの意見も聞き、専門的な見地を生かした対応を行います。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、子どものころからの食習慣は、それ以降の成長に大きく影響することから、保育所や学校、家庭と連携して生活習慣病予防の取組を行うなど、子どものころから健康に対する意識を高めるとともに、正しい食習慣が身につくよう、情報発信や健康講座等の普及啓発を行います。

(7)危機管理体制の強化

保育所で行う災害（地震・火災）避難訓練は、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものです。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切です。周辺施設や近隣住人、自主防災組織（地域・町内会）の行う訓練と合同で災害訓練を実施するなど、地域と綿密な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要です。

また、保育所等における子どもの事件を未然に防ぐために、様々な犯罪対策を講じていますが、今後においても、これまで以上に保護者や地域との連携に務めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理のための方策を講じます。

(8)小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

6 仕事と子育ての両立支援

仕事を持つ母親が増加する中、子育ての負担をできる限り軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境の整備を進める必要があります。

(1)仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。本町としては、国、道等との連携を図りながら、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実に努めるとともに、子ども達が様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、放課後・週末などの子どもの居場所づくりの拡充を図ります。

(2)父親の子育て参加意識の向上

ニーズ調査における父親の育児への参加については、「よくしている」が 59.1%、家事分担では「男女が互いに協力して分担すべき」が 84.2%と、多くの父親が育児に協力的な回答でした。

本町では、妊娠・出産・子育て期における父親の子育てへの参加意識のさらなる向上を目指し、子どもの健やかな成長・発達、母親の育児負担の軽減、社会全体で子育てを支える地域づくりを推進します。

(3)仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ

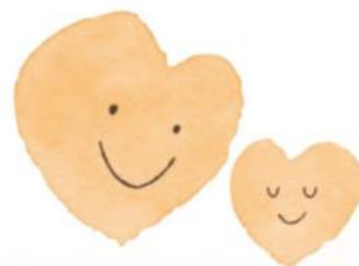
芽室町役場では、令和元年 10 月に「イクボス宣言」をしました。その取組や精神が町内に広がり、ワークライフバランスの視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境整備に向けた取組を支援します。また、多様なニーズに対応する育児の充実に図るとともに、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動を推進します。

(4)子育て世帯の移住・定住の促進

近年の人口減少とともに、少子化、核家族化の進行や、共働き家庭等の増加が見込まれます。子育て世帯等を対象とした住宅取得支援や U・I・J ターン希望者へのきめ細やかな対応など、このまちに住みたい、住み続けたいという移住・定住を促進します。

芽室町

子育て支援ガイド



子育て全般に関すること

	項 目	説 明	連 絡 先
相談	子育て世代包括支援センター め む ろ ん	子育てに関する相談の総合窓口です。母子健康手帳交付、妊婦定期健康診査費助成券の配布、支援プランの作成、産後ケアの案内、その他子育て全般の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 (相談専用電話) ☎62-7830

妊娠から出産まで



	項 目	説 明	連 絡 先
相談	母子健康手帳の交付と妊婦相談	子育て世代包括支援センターにて、母子健康手帳をお渡しし、妊娠中の生活や健康について保健師が相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
	後期妊婦相談	子育て世代包括支援センターにて、妊娠後期の健康状態を確認し、妊娠・出産・育児について保健師が相談に応じます。	
	妊婦栄養相談	妊娠後期に、妊娠中の食生活について、管理栄養士が相談に応じます。	
お金	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療の治療費の一部を助成します。 (女性だけでなく男性にも助成します)	
	不育症治療費助成事業	不育症の医療保険適用外の治療費及び検査費の一部を助成します。	
	妊婦健康診査費の助成	妊娠中の一般健診の費用全額と、医師の判断の下で実施する精密検査の費用を全額助成します。(該当となる検査には限りがあります)	
健康	パパママ教室	パパの妊婦体験や沐浴指導など、妊娠・出産・育児について実技または疑似体験を交えて学習します。内容は第1子向けとなりますが、第2子目以降の方も参加できます。	
	プレママ教室	ストレッチやマタニティマッサージ、妊婦さんに必要なバランスのとれた食事の試食、赤ちゃんの持っている能力についてのお話などをします。	
	マタニティ講座	妊婦同士の交流や情報交換の場として赤ちゃんの雑貨を作りながらおしゃべりをします。保育士・保健師・管理栄養士が相談に応じます。	

乳幼児期に関すること



	項 目	説 明	連 絡 先
健康	新 生 児 訪 問 (産 婦 訪 問)	生後1か月前後に保健師が訪問し、成長・発達面や予防接種、健診などについてお話しします。(育児相談も行っています) 第2子以降のお子さんは保育士も同行します。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
	産 後 ケ ア 事 業	産後4か月未満の方を対象に、助産師による母乳指導や乳房マッサージ、産後の骨盤ケアやベビーケアを行います。沐浴などの育児手技確認や出産後の体調管理など様々な相談に応じます。(訪問の場合、自己負担1,000円)	
	乳 幼 児 健 康 診 査	4か月児、10か月児、1歳9か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を行っています。身体測定、小児科医・歯科医の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士、発達心理相談員による個別相談などを行います。	
	乳 幼 児 栄 養 家 庭 訪 問	第1子目の方を対象に、生後5か月頃に管理栄養士が家庭を訪問し、離乳食の開始の仕方や進め方、作り方についてお話しします。 ご希望に応じて第2子目以降の方も対応します。	
	1歳むし歯予防教室	生後11か月のお子さんと保護者を対象に、ブラッシングや歯にやさしいおやつについて説明します。	
	子育てサポートファイル 「めむたち」の配布	出生届けを提出された方及び希望者に、お子さんに関する記録や情報を、保護者の手元で一つにまとめることのできるファイル「めむたち」を配布します。	
	医療的ケア児支援	日常的に医療的ケア(吸引や経管栄養など)を必要とするお子さんが、幼稚園・保育所・学校等に通う際に、必要に応じて看護師等を派遣します。	
相談	健 康 相 談	毎週金曜日、保健福祉センター(あいあい21)で、身長体重測定や保健師による育児や発達の相談などを行います。	育児相談 専用電話 ☎62-7830 子育て支援センター げんき ☎61-3030 発達支援センター ちいむ ☎62-3159
	栄 養 相 談	食事・栄養に関する疑問を解消し、正しい食生活を身につけることが出来るよう、管理栄養士が相談に応じます。	
	すくすくコール	妊娠・出産・育児について、母親をはじめ家族の持つ不安・疑問について保健師が電話で相談に応じます。	
	子育て支援センター	就学前のお子さんと保護者・祖父母、妊婦さんを対象に遊びの場、情報交換の場、交流の場として遊びの広場を開放しています。育児相談にも応じます。	
	発達支援センター	ことばや行動、人との関わりなど子どもの発達に関して、専門的な支援を行います。	
その他	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作るため、10か月児健診で絵本を2冊プレゼントします。	図書館 ☎62-1166
	一時預かり保育 (めむろかしわ保育園)	保護者の短期時間労働や傷病、育児疲れの解消等に対応するため、一時的な保育を行います。	子育て支援課 児童係 ☎62-9733
	病 後 児 保 育 (めむろつなん保育所)	病気の回復期にあって保護者の就業などで家庭で看護することが困難な場合に、医師の指示のもと一人ひとりの体調に合わせて専門スタッフが児童の体力回復のため看護、保育を行います。	
	育 児 サ ポ ー ト シ ス テ ム 事 業	「子育ての援助を行いたい人」と「援助を受けたい人」の橋渡しを行っています。産前産後の家事的援助、保育施設等終了後の預かり、リフレッシュのための預かり等を行います。	育児サポート システム事務局 ☎62-0833

	項 目	説 明	連 絡 先
¥ お金	子ども医療費助成	未就学児、小学生及び中学生の医療費（保険診療の範囲内）の自己負担額を助成します。	子育て支援課 児童係 ☎62-9733
	ひとり親等医療費助成	ひとり親家庭等の親とその子どもの医療費（保険診療の範囲内）の自己負担額を助成します。（所得制限があります）	
	未熟児養育医療費助成	未熟児で入院が必要な場合、公費で医療給付が受けられます。	
	児 童 手 当	中学校卒業前の子どもを養育する方に支給されます。（所得により特例給付（月額 5,000 円）になる場合があります）	
	児 童 扶 養 手 当	18歳未満の児童を育てているひとり親家庭等に支給されます。（所得制限があります）	
	特別児童扶養手当	20歳未満の精神や身体に政令で定める程度の障がいのある児童を養育する方に支給されます。（所得制限があります）	
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	生活資金、就学資金、就業資金等を低金利で貸付し、長期償還により母子及び父子の生活を援助します。	
	保育料負担軽減	第2子目は利用者負担額が半額、第3子目以降は無料です。（世帯の所得等に応じて軽減額が増額する場合があります）	
	私立幼稚園就園奨励費	私立幼稚園に就園する満3歳から5歳児のお子さんがある世帯の経済的負担の軽減を目的に、入園料・保育料を世帯の所得に応じて助成します。（認定こども園等は別に負担軽減されます）	
	病児保育利用料の助成	町外にある病児保育施設の利用に対し、掛かる費用の半額を助成します。	
	多胎児子育て支援事業	多胎児（双子・三つ子など）を育てる保護者に対し、芽室町育児サポートシステム利用料の半額（上限25,000円）を助成します。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
	育児サポートシステム利用料の助成	生活保護世帯、またはひとり親家庭（かつ町民税が非課税）に対し、育児サポートシステム料の全額（上限25,000円）を助成します。	
	予防接種費助成	定期予防接種の接種費用を全額助成します。	
	フッ化物塗布の助成	芽室町幼児フッ化物塗布実施歯科診療機関に助成券を提示することで、歯科検診・フッ化物塗布について1回につき1,080円を助成します。	
	子育て世帯新生活応援奨励制度	町内（市街地）で新築住宅を建築または購入した子育て世帯（15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯）に、芽室町商工会商品券30万円分（一部指定地域は50万円分）を奨励金として交付します。	企画財政課 企画調整係 ☎62-9721
	中古住宅購入世帯新生活応援奨励制度	町内で中古住宅を購入した子育て世帯（15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯）に、芽室町商工会商品券25万円分を奨励金として交付します。	
	子育て世帯親子近居等奨励制度	町内と町外に離れて生活していた親世帯と子育て世帯（15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯）が芽室町内で新たに近居（同居含む）をする場合に、転入世帯に芽室町商工会商品券10万円分を奨励金として交付します。	

小・中・高校に關すること



項 目	説 明	連 絡 先
居場所 めむろ子どもセンター (児童館・児童クラブ)	児童の放課後の居場所として、18歳未満のすべての児童を対象とした児童館と、保護者の就労等により放課後留守になる家庭の小学校1〜3年生までを対象とした児童クラブ（学童保育所）が併設されています。	子どもセンターあいりす ☎67-0828 西子どもセンターみらい ☎62-9393 みなみっ子児童館 ☎62-9988
遊ぶ・食べる・学ぶ 風の子めむろ	小学生から高校生までの児童、児童の保護者を対象とし、放課後や長期休暇等に学習や食事、異世代との団らんなどを通じ、子どもたちの様々な困難を早期に発見し子どもの育ちを支援する事を目的とした場所です。学習支援や食事、遊びの提供があります。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
就学援助	小・中学生のお子さんがいて、経済的な理由により就学させることが困難な世帯に対して、学用品や給食費などを援助します。	学校教育課 学校教育係 ☎62-9729
特別支援教育 就学奨励費	特別支援学級に在籍している小・中学生のお子さんを持つ保護者に対して、学用品や給食費などを助成します。（所得制限あり）	
私立高等学校生徒 授業料の補助	私立高校に通学しているお子さんがいて、経済的な理由により授業料の納入が困難な世帯に対して、授業料の一部を補助します。	
大学等奨学金の貸付	保護者が芽室町在住で、大学・短期大学・専修学校・各種学校又は北海道農業大学校に就学する方に、無利子で奨学金をお貸しします。	
インフルエンザ 予防接種助成	中学3年生及び高校3年生または、年度内満15、満18歳に達する子を対象にインフルエンザ予防接種費用を半額助成します。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
学校給食の アレルギー対応	アレルギー対応が必要な児童に対し、保護者と協議の上、食物アレルギー対応食（除去食・代替食）の提供を行います。	各小・中学校 学校給食センター ☎62-4498

生活環境に關すること

項 目	説 明	連 絡 先
生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	保健福祉課 社会福祉係 ☎62-9724
公営住宅	住宅にお困りの方に対して、公営住宅のご相談に応じます。 (申込みには所得額等一定の条件を満たしている必要があります)	住民生活課 公営住宅係 ☎62-9723

その他

項 目	説 明	連 絡 先
子どもの権利委員会	虐待またはいじめによる子どもの権利の侵害が起きた場合に、権利の回復や救済の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 ☎62-9733
自立支援医療 (育成医療)	障がいのある又は医療を行わなければ障がいを残すと認められる児童を対象に、指定医療機関で治療効果の期待できる手術や通院に係る医療費を支給する制度です。	発達支援センター ちいむ ☎62-3159
就労支援	障がいのある方の一般就労や福祉的就労（障害福祉サービス）の相談・サービス紹介等を行います。	保健福祉課 障がい福祉係 ☎62-9724
障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。 (福祉施設に入所中は対象となりません)	
在宅心身障がい者等 通院・通所交通費助成	自立更生と社会参加への訓練、治療を行うための施設（発達支援センターなど）およびリハビリ施設を有する医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成します。	

掲載内容は平成31年4月1日時点のものであり、年度途中で変更されることがあります。詳しいことは、お気軽に担当係までお問い合わせください。

芽室町子育て支援課 子育て支援係 ☎0155-62-9733

第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画

発行者 芽室町子育て支援課

住 所 〒082-0014 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地

TEL 0155-62-9733 FAX 0155-62-0121